

第2次 新城市環境基本計画 (改訂版)

令和2年度～令和13年度
(2020年度～2031年度)

令和8年3月
新城市

はじめに

本市では、令和2年3月に良好な環境の保全と創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「つながる力 豊かさ開拓 山の湊しんしろ」を目指すまちの将来像とした第2次環境基本計画を策定しました。

また、本計画の策定以降、環境政策をとりまく国際情勢や国内情勢に関して様々な変化があった一方で、地球温暖化やプラスチックごみ、食品ロス、生物多様性の損失などに関する環境問題が深刻化しております。

こうした新たな課題に対し、温室効果ガス排出量を実質ゼロにするカーボンニュートラルや、生物多様性の保全と持続可能な利用を総合的・計画的に推進し、自然の恵みを未来へつなぎ、豊かな自然と共生する社会を目指して令和7年2月に「新城市ゼロカーボンシティ&ネイチャーポジティブ宣言」をし、本計画の見直しを行いました。

第2次新城市環境基本計画（改訂版）は、従来の取り組みを継承しつつ、「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」においては、温室効果ガスの削減目標を国が掲げる高みに向けて挑戦するとともに、エネルギービジョンを内包しました。また、自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策の推進を図るため「地域気候変動適応計画」も内包し、強靱で持続可能な地域社会を目指すものとししました。実現にあたっては、本計画に基づき、市民、事業者、市が、それぞれの役割のもと協力・連携して取り組んでいくことが重要です。皆様方のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の改訂にあたり、ご尽力を賜りました「環境審議会委員」の皆様を始め、貴重なご意見をいただきました多くの皆様に心からお礼を申し上げます。

令和8年3月

新城市長 下江 洋行





新城市ゼロカーボンシティ & ネイチャーポジティブ宣言

我々の地球は今、とても深刻な危機に直面しています。ごみの増大や不法投棄、大気汚染や騒音問題などといった身近な課題があると共に、地球温暖化の進行や生物多様性の喪失など、地球規模にわたる人間の健康や社会経済活動への悪影響が見られています。

これまで、新城市は三河山間部を形成する豊かな緑に覆われ、東三河一帯の水源の役割を果たしてきましたが、近年の気候変動は、世界共通の問題であり、市民生活にも大きな影響を及ぼしています。災害級とも言える連日の猛暑日や豪雨による多くの被害が発生しました。地球温暖化の加速をより一層肌で感じるようになり、将来の地球環境を想像すると恐怖すら覚えます。また、我々は、気候変動による地球温暖化には敏感であるかもしれませんが、その一方、静かに進む自然界の生態系の変化や異変には鈍感ではないかと思うことがあります。

こうした中、新城市では、二酸化炭素などの温室効果ガスを削減するため省エネルギー行動の推進や温室効果ガスの吸収源である森林の適切管理、自然を大切にする心を育み、多様な生態系の維持・保全・再生を図って参りました。しかし、現在の気候変動問題に取り組んでいくには脱炭素社会の実現に向けた取り組みや生物多様性に配慮した総合的な環境対策のより一層の強化を図っていかねばなりません。

新城市は、豊かな自然と共生する社会を目指して、豊川上流域の水源地にある豊かな自然環境を大切にするまちとしての取組を進めていくことを決意し、ここに 2050 年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにすること並びにネイチャーポジティブの実現を目指すことを宣言します。

2025（令和7）年2月21日

新城市長

下江洋行

第2次 新都市環境基本計画（改訂版） 目次

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の目的.....	1
2 計画の役割.....	1
3 計画の期間.....	2
4 計画の範囲.....	2
5 計画の位置づけ.....	3
6 計画の構成.....	5

第2章 計画の基本方針

1 計画見直しの背景.....	6
2 国際情勢の変化.....	6
3 国内情勢の変化.....	10
4 目指すまちの将来像.....	13

第3章 わたしたちの環境ビジョン

1 環境ビジョン1 多様な生態系と共生するまち.....	15
2 環境ビジョン2 気候変動対策を進めるまち.....	18
3 環境ビジョン3 ものが循環するまち.....	21
4 環境ビジョン4 災害に強いまち.....	23
5 環境ビジョン5 生活環境を守るまち.....	25
6 環境ビジョン6 みんなで取り組むまち.....	27

第4章 新都市生物多様性地域戦略

1 背景・計画期間.....	30
2 本市の環境.....	30
3 対象地域.....	36
4 目標.....	36
5 施策・推進体制・進行管理.....	36

第5章 新都市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・エネルギービジョン）

1 背景・計画期間.....	38
2 対象とする温室効果ガス.....	38
3 本市の現況（温室効果ガス排出量の推移・エネルギー消費量の推移）....	39
4 対象地域.....	41
5 削減目標.....	41
6 施策・推進体制・進行管理.....	43

第6章 新都市地域気候変動適応計画

1 背景.....	46
2 計画の目的.....	47
3 関連計画との位置づけ.....	47
4 計画期間.....	47
5 適応に関する基本的な考え方.....	47
6 これまで及び将来の気候変動影響と市が行う主な対策について.....	49
7 適応策の推進.....	53

第7章 計画の総合的運用

1 基本的な考え方.....	54
2 施策推進にあたっての人材育成・教育と多様な主体の連携.....	56
3 計画の進行管理.....	58

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の目的

第1次新城市環境基本計画が平成20年（2008年）10月に策定されてから約10年が経過し、その後、現状に合わせるべく令和2年（2020年）3月に「第2次新城市環境基本計画（以下「前計画」という。）」の策定を行いました。

前計画の内容を継承し、現在の環境の状況や社会情勢の変化などを勘案した計画とするため、令和7年度（2025年度）に中間見直しを実施し、「第2次新城市環境基本計画（改訂版）（以下「本計画」という。）」に改訂しました。

本計画は、前計画の策定後に示された、世界・国・愛知県における、「気候変動対策」、「生物多様性の確保・自然共生」、「気候変動への適応」などの方針といった社会情勢の変化、市民や事業者の意識の変化などを踏まえたものとしています。

本計画は、本市における良好な環境の保全と創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とします。

2 計画の役割

本計画は、新城市環境基本条例に掲げた目的や基本的な考え方などを実現するための法定計画であり、本市の環境行政の最も基本となる計画です。

また、新城市環境基本条例第7条の規定に基づき、市民と事業者などの意見を取り入れ、将来の望ましい環境像を明らかにするとともに、第1次新城市環境基本計画の反省点を改善し、より実効性の高い取り組みを実現することが求められます。

目指す環境像（環境ビジョン）を実現するためには、市の施策や事業だけではなく、市民や事業者が主体的に環境の保全と創出に取り組むことが不可欠です。

市民・事業者・市の各主体の協働により、共通の目標や方向性に基づく取り組みを進めることで、環境ビジョンの実現を図ります。

3 計画の期間

本計画の対象期間は、令和2年度（2020年度）から令和13年度（2031年度）までの12年間とします。なお、社会情勢に大きな変化が生じた場合などは、必要に応じて計画の見直しを図ることとします。

目標年度：令和13年度（2031年度）

年度	H20 2008	H25 2013	H30 2018	R 1 2019	R 2 2020	R 3 2021	R 4 2022	R 5 2023	R 6 2024	R 7 2025	R 8 2026	R 9 2027	R 10 2028	R 11 2029	R 12 2030	R 13 2031	R 14 2032
総合計画	第1次 策定		第2次 策定	← 計画期間 →												第3次 策定 (予定)	
新城市 環境基本計画	第1次 策定		第2次 策定	← 計画期間 →												第3次 策定 (予定)	
新城市 環境行動計画		第1次 策定		第2次 策定	← 計画期間 →												第3次 策定 (予定)

4 計画の範囲

本計画において対象とする環境は、以下のとおりとします。

環境の範囲	対象とする環境
生物多様性	森林、河川、農地、湿原、里地里山、生物多様性、自然とのふれあい、水循環 など
脱炭素社会	温室効果ガス、再生可能エネルギー、省エネルギー、交通 など
循環型社会	ごみの減量・再資源化、リサイクル、食品ロス削減 など
生活環境	大気、水質、土壌、騒音、振動、悪臭、災害、歴史・文化 など
参加・協働	人材育成、環境の保全と創出活動、環境教育、環境情報 など

5 計画の位置づけ

本計画は、新城市環境基本条例第7条に基づく法定計画であり、「第2次新城市総合計画」の基本構想を環境面から後押しし、実現するための基本計画として位置付けられています。

本計画では、前計画から継続して第2次新城市総合計画において掲げる本市の目指すまちの将来像「つながる力 豊かさ開拓 山の湊しんしろ」の実現に向け、環境ビジョンや計画の位置づけを定めます。

なお、本計画には、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づく「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」、及び生物多様性基本法第13条に基づく「生物多様性地域戦略」を包含します。さらに、気候変動適応法第12条に基づき「地域気候変動適応計画」を新たに追加します。本計画の改訂にあたっては、最新の国、県の法・基本計画などを踏まえつつ、改訂します。

環境ビジョンを実現するため、市民、事業者、市が取り組むべき具体的な目標や施策については今後改訂予定の「新城市環境行動計画（改訂版）」において、本計画を推進していくものとしします。

6 計画の構成

本計画の構成は、以下の構成を基本とします。

第1章 計画の基本的事項

- | | | | |
|-----------|---------|---------|---------|
| 1 計画策定の目的 | 2 計画の役割 | 3 計画の期間 | 4 計画の範囲 |
| 5 計画の位置づけ | 6 計画の構成 | | |

第2章 計画の基本方針

- | | | |
|-------------|-----------|-----------|
| 1 計画見直しの背景 | 2 国際情勢の変化 | 3 国内情勢の変化 |
| 4 目指すまちの将来像 | | |

第3章 わたしたちの環境ビジョン

- | | |
|-----------------------|--------------------|
| 環境ビジョン1 多様な生態系と共生するまち | 環境ビジョン4 災害に強いまち |
| 環境ビジョン2 気候変動対策を進めるまち | 環境ビジョン5 生活環境を守るまち |
| 環境ビジョン3 ものが循環するまち | 環境ビジョン6 みんなで取り組むまち |

第4章 新都市生物多様性地域戦略

- | | | | |
|----------------|---------|--------|------|
| 1 背景・計画期間 | 2 本市の環境 | 3 対象地域 | 4 目標 |
| 5 施策・推進体制・進行管理 | | | |

第5章 新都市地球温暖化対策実行計画(区域施策編・エネルギービジョン)

- | | | | | | |
|-----------|---------------|-----------------------------------|--------|--------|----------------|
| 1 背景・計画期間 | 2 対象とする温室効果ガス | 3 本市の現況(温室効果ガス排出量の推移・エネルギー消費量の推移) | 4 対象地域 | 5 削減目標 | 6 施策・推進体制・進行管理 |
|-----------|---------------|-----------------------------------|--------|--------|----------------|

第6章 新都市地域気候変動適応計画

- | | | | |
|-----------------|--------------------------------|--------------|--------|
| 1 背景 | 2 計画の目的 | 3 関連計画との位置づけ | 4 計画期間 |
| 5 適応に関する基本的な考え方 | 6 これまで及び将来の気候変動影響と市が行う主な対策について | 7 適応策の推進 | |

第7章 計画の総合的運用

- | | |
|-----------|------------------------------|
| 1 基本的な考え方 | 2 施策推進にあたっての人材育成・教育と多様な主体の連携 |
| 3 計画の進行管理 | |

第2章 計画の基本方針

1 計画見直しの背景

第1次新城市環境基本計画の策定された平成20年（2008年）、見直し前の「第2次新城市環境基本計画」の策定された令和2年（2020年）以降、環境政策をとりまく、国際・国内情勢に関して様々な変化がありました。

世界では、地球規模の環境の危機を反映し、持続可能な開発目標（SDGs）に関する取り組みの加速化や、気候変動に関しては「パリ協定」の採択以降、協定に基づいた「温室効果ガス排出の削減」、「気候変動影響への対応（適応）」などに関する合意が引き続きなされています。

また、汚れたプラスチックなどについても、「バーゼル条約改正」により規制対象に追加されており、国内での資源循環・処理に関する環境の整備が求められています。

国内では、環境分野の最上位計画である環境基本計画の見直しが行われ、第6次環境基本計画が、令和6年（2024年）5月に閣議決定されました。

第6次環境基本計画は、「環境保全」を通じて、「生活の質、幸福度、ウェルビーイング、経済厚生の上昇」を実現することを目的とし、金銭換算出来るような市場価値だけでなく、環境価値や景観的価値などといった金銭換算出来ないような非市場的価値も重要なものと捉えています。

2 国際情勢の変化

1) 環境一般

(1) 持続可能な開発のための2030アジェンダ(SDGs)

平成27年（2015年）9月の国連総会において採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」では、持続可能な開発目標（SDGs）として17のゴール及び169のターゲットが提示されています。

SDGsの根幹にある「持続可能な開発」とは、「将来世代のニーズを損なわずに、現代世代のニーズを満たす」ことをいいます。

持続可能な開発のための2030アジェンダでは、持続可能な開発を、「経済、社会及び環境というその3つの側面において、バランスがとれ、統合された形で達成すること」としています。

日本では、令和5年（2023年）12月、SDGs推進の中長期的な国家戦略である「SDGs実施指針」を改定しました。指針では、『「誰一人取り残さない」包摂社会』や「持続可能な経済・社会システムの構築」など、5重点事項を軸にSDGs達成に向けた取り組みを加

速する、としています。

新都市第2次総合計画においては、政策目標ごとにSDGsとの関連性を明確にし、SDGs全体の推進につながるものとして取り組んでいます。そして、政策目標ごとに17の目標を位置づけています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



年月	主な会合	内容
平成27年(2015年)9月	国連サミット	<ul style="list-style-type: none"> 持続可能な開発のための2030アジェンダ 持続可能な開発目標(SDGs)採択
平成28年(2016年)5月	第1回SDGs推進本部会合	<ul style="list-style-type: none"> SDGs推進本部設置(総理を本部長、官房長官・外務大臣を副本部長、全閣僚を構成員)
平成28年(2016年)12月	第2回SDGs推進本部会合	<ul style="list-style-type: none"> SDGs実施指針決定
平成31年(2019年)9月	SDGsサミット2019(於国連本部)	<ul style="list-style-type: none"> 首脳レベルで過去4年間のSDGsの取り組みをフォローアップ 安倍元総理は、民間企業や地方創生の取り組みなど国内外における取り組みを加速させる決意表明を実施
平成31年(2019年)12月	第8回SDGs推進本部会合	<ul style="list-style-type: none"> SDGs実施指針改定
令和5年(2023年)3月	第13回SDGs推進本部会合	<ul style="list-style-type: none"> SDGsアクションプラン2023決定(「SDGs未来都市」の選定実施)
令和5年(2023年)12月	第14回SDGs推進本部会合	<ul style="list-style-type: none"> SDGs実施指針改定

2) 気候変動

(1) パリ協定

平成27年(2015年)12月の「国連気候変動枠組条約第21回締結国会議(COP21)」で採択された「パリ協定」では、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げました。

また、先進国・途上国の区別なく全ての国が参加、削減目標を5年ごとに提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施などを規定しています。

(2) グラスゴー気候合意

令和3年(2021年)11月の「国連気候変動枠組条約第26回締結国会議COP26」においてグラスゴー気候合意が採択されました。COP26では、「パリ協定」に基づき、温室効果ガス排出の削減、気候変動影響への対応(適応)、開発途上国への支援資金などの論点がまとめられました。2100年の世界平均気温の上昇を産業革命前に比べて1.5℃以内に抑える努力や、今世紀半ばのカーボンニュートラル(温室効果ガス排出量実質ゼロ)の達成、その重要な経過点として令和12年(2030年)に向けた各国の野心的な対策が求められています。

また、令和6年(2024年)11月には「COP29」が開催され、日本は引き続き、「パリ協定の運用を通じて、1.5℃目標の達成に向けた世界全体の気候変動対策の野心向上と実施に関する議論に積極的に貢献していく」としています。

3) 資源循環

(1) バーゼル条約

1980年代、先進国から途上国への有害廃棄物の不適正輸出が多発したため、平成元年(1989年)3月に、特に発展途上国への不法投棄を防止する目的から、有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関する条約が採択、平成4年(1992年)に発効されました。

近年では、令和元年(2019年)5月に開催された「バーゼル条約第14回締約国会議(COP14)」では、規制対象に「廃プラスチック(汚れたプラスチックごみ)」が追加され、輸出に当たり相手国の同意が必要となっています。その後、令和7年(2025年)1月からは「非有害な電気及び電子機器廃棄物」も同様に規制対象となっています。

こうした規制を受け、プラスチック使用製品廃棄物の排出量削減や、国内で廃プラスチック類等について資源循環・処理できる環境の整備が求められています。

(2) 大阪ブルー・オーシャン・ビジョン

令和元年（2019年）6月の「G20大阪サミット」で提唱された「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」において、令和32年（2050年）までに新たな海洋プラスチックごみの排出をゼロにすることを目指す国際的な取り組みの方向性が共有されました。

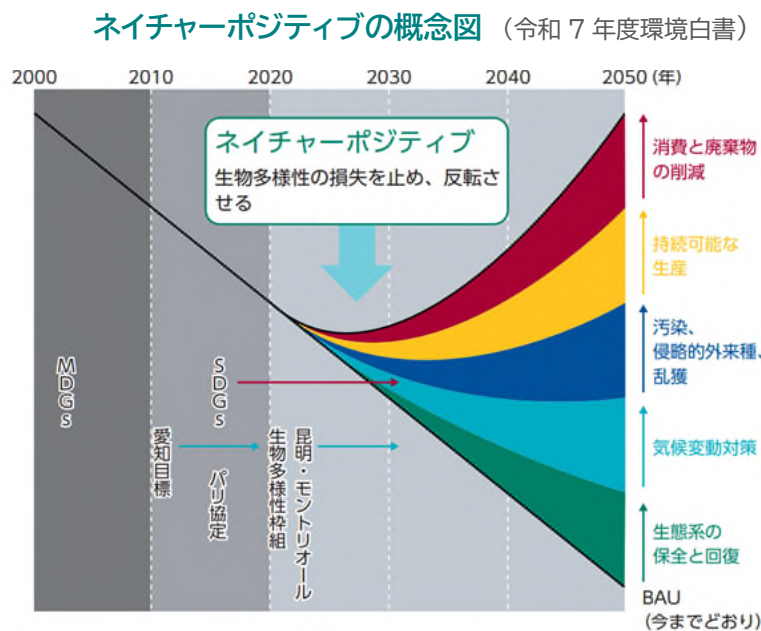
海洋ごみ（漂流・漂着・海底ごみ）は、生態系を含めた海洋環境の悪化や海岸機能の低下、景観への悪影響など、様々な問題を引き起こしており、継続して海洋環境などにおけるプラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際文書（条約）の策定の議論が進められています。

4) 生物多様性

(1) 昆明・モンリオール生物多様性枠組

生物多様性については、平成22年（2010年）「生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）」において、令和2年（2020年）までに生物多様性の損失を止めるための効果的かつ緊急の行動を実施する「愛知目標」が採択されています。この愛知目標の後継となる、生物多様性の新しい世界的な枠組である「昆明・モンリオール生物多様性枠組」が、令和4年（2022年）に「生物多様性条約締約国会議（COP15）」で採択されました。国は、これに対応した新たな戦略として生物多様性国家戦略2023-2030を策定しています。

昆明・モンリオール生物多様性枠組では、令和32年（2050年）目標「自然と共生する世界」と、その実現に向けた令和12年（2030年）目標として「自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとる」という、「ネイチャーポジティブ」の考え方が示されました。



3 国内情勢の変化

1) 環境一般

(1) 第6次環境基本計画

「第6次環境基本計画（以下「第6次計画」という。）」は、令和6年（2024年）5月に閣議決定されました。

第6次計画では、人類の活動は地球の環境収容力を超えつつあり、その結果、私たちは気候変動、生物多様性の損失及び汚染という3つの世界的危機に直面していることが示されています。この計画の目的は、「環境保全」を通じた「現在及び将来の国民1人1人の『ウェルビーイング／高い生活の質』」を実現することです。ネット・ゼロ、循環経済（サーキュラーエコノミー）、ネイチャーポジティブなどの施策を統合的に実施することで、相乗効果による構造的な課題解決を図るという政策の方向性を展開しています。

(2) 第5次愛知県環境基本計画

「第5次愛知県環境基本計画（以下「愛知県第5次計画」という。）」は、令和3年（2021年）1月に策定されました。

愛知県第5次計画では、「日本一環境にやさしいあいち」「環境と経済成長が好循環しているあいち」「地域が活性化している魅力あるあいち」という将来像の実現を目指しています。この将来像のもと、地球温暖化対策、自然との共生、資源循環、安全・安心の確保、行動する人づくりの5つの取り組み分野において、重点的な施策が展開されています。

本計画は、環境保全と経済成長の両立を図りながら、地域の魅力と活力を高めることを通じて、県民一人ひとりの生活の質の向上を目指すものです。各施策は、地域の特性を踏まえつつ、持続可能な社会の構築に向けて、分野横断的かつ統合的に推進されることが求められています。

2) 気候変動

(1) 気候変動適応計画改定

国は、気候変動適応に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、気候変動適応法に基づき、令和3年（2021年）10月「気候変動適応計画」を閣議決定しました。適応計画においては、気候変動について、「重大性」「緊急性」「確信度」に応じた適応の特徴を考慮した「適応策の基本的考え方」が追加されました。その後、令和5年（2023年）5月の改定では、気候変動適応の一つである、「熱中症対策」を強化し、実行計画について目標や具体的な施策が示されています。

(2) あいち地球温暖化防止戦略 2030 改定及び、愛知県ゼロカーボンシティ宣言

愛知県は、令和4年(2022年)12月に、国と同様に令和32年(2050年)カーボンニュートラルを目指すこととし、温室効果ガス排出量の削減目標を設定し、目標達成に向けた分野ごとの施策を示しています。

また、同時に別冊として「気候変動適応計画」も改定が行われ、農業分野における高温耐性品種・対策技術の開発、マニュアルに関する記載や、県内全体の治水対策、土砂災害防止施設の整備、熱中症、その他自然災害時における自立的な電源の確保に関する再生可能エネルギーの利用・促進などが記載されています。

3) 資源循環

(1) プラスチック資源循環法

令和4年(2022年)4月に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進などに関する法律」(以降、「プラスチック資源循環法」とする)は、3R+Renewableの原則にのっとり、プラスチック使用製品の設計から廃棄物処理に至るまでのライフサイクル全般にわたって、プラスチック資源循環の取り組みを促進しています。

プラスチック資源循環法では、事業者、消費者、国、地方公共団体の具体的な役割を明示し、消費者にはプラスチック使用製品の使用の合理化により廃プラスチックの排出を抑制することなどに努めるよう呼び掛けています。

4) 生物多様性

(1) 生物多様性国家戦略 2023-2030

国は、令和6年(2024年)5月に「生物多様性国家戦略 2023-2030」を閣議決定しました。

令和12年(2030年)のネイチャーポジティブを目標として掲げ、5つの基本戦略のもと生物多様性の保全を図ることとしています。

(2) あいち生物多様性戦略 2030

愛知県では、「あいち生物多様性戦略 2020」(平成25年(2013年)3月策定)の後継として、令和12年度(2030年度)までに取り組む生物多様性保全の施策の方向性を示す「あいち生物多様性戦略 2030」を策定しています。

あいち生物多様性戦略の新たな戦略では令和32年(2050年)に向けた長期目標「人と自然が共生するあいち」の実現に向け、「生態系ネットワークの形成」と「生物多様性主流化の加速」を両輪とする「あいち方式 2030」を推進していきます。

5) 自然災害によるエネルギーシフト

平成23年(2011年)の東日本大震災、平成30年(2018年)の北海道胆振東部地震や令和元年(2019年)の台風15号、及び令和6年能登半島地震などの大規模自然災害が発生しています。

近年発生した、令和6年能登半島地震では、「ライフラインについて、最大約4万4,000戸の停電、最大約13万5,000戸の断水が発生し、交通網も道路・鉄道・空路が一時不通になるなど大きな被害が発生(令和5年度 広報誌「ぼうさい」第109号)」しており、カーボンニュートラルへの移行を目指す中においても、地域特性に応じた形で、既存の燃料の安定供給確保や再生可能エネルギーなどの導入などを含め、災害への対策を見直していく必要が生じています^{※1}。

本市では、平成30年(2018年)台風24号により、市内のほぼ全域で停電が発生し、長いところでは復旧まで3日以上かかりました。このことから災害に強い電力供給システムの重要性が改めて認識されています。再生可能エネルギーなどの導入、省エネルギー対策の一層の促進は今後も重点的に取り組むべき事項といえます。

※1：「防災・減災、国土強靱化の効果発揮事例、整備事例『令和6年能登半島地震における効果発揮事例その3(令和6年10月掲載)』(内閣官房)」・「災害時の燃料供給体制と能登半島地震時の対応(災害時燃料供給フォーラム 2025年2月 経済産業省)」

4 目指すまちの将来像

第2次新城市総合計画において掲げる本市の目指すまちの将来像は、「つながる力 豊かさ 開拓 山の湊しんしろ」です。

本計画では、第2次新城市総合計画において掲げる本市の目指すまちの将来像「つながる力 豊かさ開拓 山の湊しんしろ」を実現するために、目指す環境像（環境ビジョン）を定めます。

目指すまちの将来像

つながる力 豊かさ開拓 山の湊しんしろ

つながる力

第1次新城市総合計画の策定以来、私たちが追求し続けているものです。

市民が互いに手をつなぎ合い進める市民自治、市民、事業者、行政などの連携による地域経済の持続的な発展、市域を越えた広域行政の推進、自治体外交の展開など、「つながり」の必要性を理解し、つながりを創るためのルールづくりと仕組みを整えてきました。

「ひと」「ちいき」「まち」の「つながる力」が「まちづくりの原動力」であり、第1次新城市総合計画で創り上げた“つながり”を、第2次新城市総合計画で“力”に変えるという意味を込めています。

豊かさ開拓

人口減少時代であるからこそ様々な主体が新しい豊かさを追求していく、豊かさを切り拓いていくことを意味しています。

豊かさは物質的・経済的な価値観だけではなく、個人の趣味や仲間との地域活動、子育ての喜びや日々の暮らし、夢や目標に向かって努力できる環境、やり直すことができる仕組み、主体的な行動が尊重される雰囲気、居場所がある安心感など、人それぞれの価値観で実感するものです。

山の湊

第1次新城市総合計画からの継承で、新城市をイメージする言葉です。「つながる力」で「豊かさ開拓」することにより、人が地域が輝き、新城市の未来が明るく開かれ、地域の魅力が向上することを目指します。

第3章 わたしたちの環境ビジョン

本市の掲げる目指すまちの将来像「つながる力 豊かさ開拓 山の湊しんしろ」の実現に向け、次の6つの「わたしたちの環境ビジョン」を設定します。

目指すまちの将来像

つながる力 豊かさ開拓 山の湊しんしろ



環境ビジョン1 多様な生態系と共生するまち

本市は、天竜奥三河国定公園、愛知高原国定公園、桜淵県立自然公園、本宮山県立自然公園を有し、市域の約83%を占める広大な森林、豊川やその支川の宇連川、矢作川支川の巴川などの河川、作手中間湿原群を代表する長ノ山湿原、四谷の千枚田などの田園風景など、豊かな生物多様性を育む自然環境に恵まれています。

このような環境を有する本市には、天然記念物のネコギギをはじめ、コノハズクなど、多くの生き物が生息・生育しています。

一方、開発などによるナガレホトケドジョウなどの生息地の減少、森林や農耕地の手入れ不足による自然の質の低下、ミシシippアカミミガメやオオキンケイギクなどの外来種による生態系のかく乱、地球温暖化による環境変化などの課題もあります。

わたしたちは、自然環境を大切にする心を育み、多様な生態系の維持・保全・再生を図りながら、地域資源を有効に活用する『多様な生態系と共生するまち』を創造し、将来世代に引き継いでいきます。



左：四谷の千枚田 右：桜淵公園



豊かな生物多様性を育む自然環境の保全・活用

1) 豊かな生物多様性を育む自然環境の保全・維持・再生

本市最大の特徴であり、市民共有の財産である豊かな生物多様性を育む自然環境を保全・維持していくとともに、荒廃しつつある森林や耕作放棄地などの再生を図り、本市の原風景を将来世代に引き継いでいきます。

令和4年（2022年）12月に開催された生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）において、令和12年（2030年）を目標とした新たな世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されました。これに対応した国の戦略として、令和5年（2023年）3月に「生物多様性国家戦略2023-2030」が策定されています。

生物多様性国家戦略は、令和12年（2030年）に向けた目標として、「ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現」を目指し、地球の持続可能性の土台であり人間の安全保障の根幹である生物多様性・自然資本を守り活用するための戦略です。本市では、国の戦略に基づき、ネイチャーポジティブ実現に向け、豊かな生物多様性を育む自然環境の保全・維持・再生に取り組みます。

2) 豊かな自然を地域資源として活用

本市の重要な地域資源である、豊かな生物多様性を育む自然環境を、持続可能な形で最大限に活用し、新たな産業の創出や魅力あるまちづくりを進めます。

自然に親しむ

1) 自然を活かしたまちなみ景観・ふれあいの場づくり

森林、河川、湿原や水田などの自然生態系に配慮しながら、多様な自然を活かしたまちなみ景観の創出や原風景の保全・再生、自然にふれあい、楽しむ場の充実を図ります。

2) 自然に親しむ心の醸成

親子で日常的に自然に親しみ、ふれあう機会を作ることで、自然に対する理解を深め、大切にすることを醸成します。子どもだけでなく、すべての世代を対象とした環境教育を推進することで、シニア世代から親世代、さらに子世代へと自然に親しみ、大切にすることを継承を図ります。



鳳来寺山

環境ビジョン2 気候変動対策を進めるまち

豊かな生活を維持するためのエネルギー源として、大量の化石燃料が消費されるようになっていきます。

その結果、二酸化炭素などの温室効果ガスが大量に排出され、大気中の濃度が高まり、熱の吸収量が増えた結果、地球の気温が上昇し始めています。

このような地球温暖化の影響として、海面上昇、動植物の絶滅リスクの増加、異常気象の増加、食料不足などの影響が予測されています。

わたしたちは、エネルギーの使い方を知り、それをコントロールし、自分たちの思いに合ったエネルギーを自ら選び、作り出していく、「エネルギーを人任せにしないエネルギー自治」を通じて、省エネルギー行動、再生可能エネルギー利用や環境にやさしい交通手段の利用を推進、地産地消によりエネルギーや資源などをムダなく利用し、温室効果ガスの排出を抑制します。

また、温室効果ガスの吸収源である森林の適切な維持管理や、地域材の利用促進により地球温暖化を抑制する『気候変動対策を進めるまち』を創造し、将来世代に引き継いでいきます。



作手総合庁舎 -地域材を使用した施設-



エネルギー自治

1) 省エネルギー行動の推進

地球温暖化の緩和策として、省エネルギー行動を推進していきます。

うちエコ診断によるエネルギー消費量の「見える化」や照明のLED化などの省エネルギー機器の使用を進め、エネルギーの効率的な利用に取り組みます。

2) 再生可能エネルギー導入の推進

地球温暖化の緩和策として、太陽光発電、マイクロ水力発電、間伐材・剪定枝及び生ごみなどによるバイオマス熱利用やバイオマス発電など、再生可能エネルギーの導入を推進していきます。

3) エネルギー自治の推進

エネルギーの使い方を知ってその使い方をコントロールし、自分たちの思いに合ったエネルギーを選び、さらにエネルギーを作りだしていく「エネルギー自治」の取り組みを通じ、省エネや再エネを進めていきます。また、昨今の災害リスクの増大に対し、災害・停電時に公共施設へのエネルギー供給などが可能な再エネ設備を導入することにより、「環境ビジョン 4 災害に強いまち」に示す地域のレジリエンス（災害などに対する強靱性の向上）と地域の脱炭素化を同時実現いたします。

環境にやさしい交通行動

1) 公共交通機関の利用推進

公共交通に関する情報提供やバスの乗り方講座などを通じて、公共交通を身近に感じ、利用したくなる機会をつくります。

また、市民、交通事業者、市が一緒になって、市民の移動ニーズや利用特性に合わせた利便性の高い公共交通網の形成に取り組みます。

2) 歩行と自転車利用の推進

歩行者や自転車の安全を確保し、子どもや高齢者などが安心して通行することができる道路を整備します。また、道路のバリアフリー化を進めます。

3) 環境に配慮した自動車利用

自動車は、化石燃料を消費して排ガスを放出するため、自動車購入時には、次世代自動車を選択するように普及啓発を進めます。

マイカーに比べて環境にやさしい公共交通機関、自転車、徒歩など賢く使い分ける交通行動を推進することで、マイカー依存の意識の見直しや、マイカー利用の最小限化に取り組みます。また、公共交通の乗り継ぎ拠点にレンタサイクルの整備などを進めていきます。

気候変動への適応策

気候変動への適応策の推進

地球温暖化に伴う、気候変動などによる暮らしへの影響に対して、地球温暖化に対する根本的な対策である緩和策だけでは避けられない被害を軽減するための適応策を推進します。適応策は、本市の地域特性を考慮し、「重大性」、「緊急性」、「確信度」を評価・検討します。

森林吸収源対策

1) 森林の適切な維持管理

市域の8割以上を占める森林が温室効果ガス（二酸化炭素）の吸収源として十分な機能を発揮できるように、間伐などによる適切な森林管理を進めます。また、森林作業に必要な環境に配慮した林道などの整備を進めます。

2) 地域材の利用促進

森林の適切な維持管理を進めるとともに、市民の森づくり活動などを通じた森林の多面的な役割、林業や木材利用への理解・関心を深め、地域の三河材の利用を促進していきます。



木質バイオマスボイラー -湯谷温泉-

地産地消

地産地消の推進

地域産のものを消費・使用することは、地域の農林業の持続的発展や安心・安全な食品の供給につながるだけでなく、輸送に係るエネルギーが少なく環境にやさしい取り組みとなります。

学校給食や企業の食堂などにも地域産の食品を積極的に取り入れるなど、地産地消を促進します。

環境ビジョン3 ものが循環するまち

大量生産・大量消費型の経済社会活動は、大量廃棄型の社会を形成し、環境保全と健全な物質循環を阻害する側面を有しています。

また、温室効果ガスの排出による地球温暖化問題、天然資源の枯渇に対する懸念、大規模な資源採取による自然破壊など様々な環境問題にも密接に関係しています。

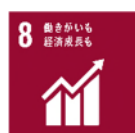
これらの問題解決に向け、誰もが、持続可能な形で資源を利用でき、環境への負荷が地球の環境容量内に抑制され、健康で安全な生活と豊かな生態系が確保された持続可能な循環型社会を構築する必要があります。

国は、令和4年(2022年)に「プラスチック資源循環法」を施行し、3R+Renewableの原則に基づき、製品設計から廃棄までの資源循環を促進しています。また、令和7年(2025年)には「資源有効利用促進法」が改正され、再生資源の義務化や環境配慮設計、シェアリングなどサーキュラーエコノミーコマースの推進などが追加されました。これらの法整備により、「循環経済(サーキュラーエコノミー)」へ転換する方策が進められています。

わたしたちは、一人ひとりの生活習慣を見直し、3Rの推進やもったいない意識の普及啓発などによるごみの減量、人や社会、環境に配慮した消費行動により、『ものが循環するまち』を創造し、将来世代に引き継いでいきます。



新城市クリーンセンター



ごみの減量

1) 3Rの推進

市民、事業者、市が協働して市全体のごみを減量します。

また、3Rの優先順位（①リデュース（排出抑制）、②リユース（再使用）、③リサイクル（再生利用））を守り、ごみを可能な限り出さない生活習慣の実現及び持続可能な資源の利用に努めます。

2) 食品ロスの削減

食品ロスを減らすため、食育を通じて、一人ひとりが、買いすぎや作りすぎの解消など日常生活でできる工夫を実践し、食品ロスを減らすための取り組みを促進していきます。

3) もったいない意識の普及啓発活動

製造、流通、消費、廃棄、処理の各過程において、ごみの減量につながる「もったいない」意識を持ち、無駄なものを作らない・買わないことを徹底します。

4) ごみ分別・収集・処理体制の整備

一人ひとりが、ごみ問題を自らの問題としてとらえます。

店頭での容器類回収の励行、分別方法の周知・指導などで、ごみの適正な排出の啓発を行います。

ごみの収集処理を行う施設の維持管理に努め、施設の延命化を図ります。

持続可能な消費行動

環境・人・社会・地域に配慮した消費行動

事業者や消費者が、環境への配慮に加えて、「労働搾取などを助長しない」、「地域社会、地域経済を損なわない」など、人・社会及び地域に配慮した商品・サービスを積極的に提供・選択し、社会的課題や環境問題の解決を考慮した消費活動を促進します。

環境ビジョン4 災害に強いまち

本市は、東海地震、東南海・南海地震、南海トラフ地震といった大規模な地震に係る地震災害対策地域であり、効果的・効率的な被害軽減策が求められています。

さらに、近年、激甚化・頻発化する異常気象に伴う風水害や土砂災害などの自然災害への対応の強化を行う必要があります。また、国の地球温暖化対策計画（令和3年(2021年)10月22日閣議決定）に基づく取り組みとして、自治体の公共施設などへの再生可能エネルギーの率先導入を実施することにより地域のレジリエンス（災害などに対する強靱性の向上）を高めます。

わたしたちは、『災害に強いまち』と地域の脱炭素化（『気候変動対策を進めるまち』）を実現することを目指していきます。



新城市 鳳来中学校 太陽光発電パネル



災害対策

1) 自然災害への対応

建造物や設備に関する（ハード）施策と意識付け・情報周知など（ソフト）の施策を組み合わせて一体的に災害対策を推進します。

発災した際は、被災者の年齢、性別、障がいの有無、多言語対応といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応します。

2) 地域自主防災の意識の醸成

市民一人ひとりが主体的かつ迅速に避難行動がとれるよう自助、共助の意識を醸成するとともに、幅広い年齢層で構成される自主防災会の体制を整備します。

令和4年4月～
運用開始しました！

**新城市
防災
アプリ**

防災行政無線で放送された内容が、お手持のスマートフォンにフラッシュ形式で通知され再生できます。

ダウンロード (QRコード)

App store Google play

【アプリ機能】

- ①防災行政無線放送内容の通知・再生
- ②所在地から指定避難所までの経路 (Google map) の表示
- ③ハザードマップの表示
- ④新城市ホームページの表示
- ⑤気象情報の表示
- ⑥停電情報 (中部電力ホームページ) の表示
- ⑦非常用持出品・備蓄品の表示
- ⑧多言語 (10言語に対応)

【問合せ先】新城市役所総務部防災対策課
電話：23-7660

新城市防災アプリ

3) 地域レジリエンスの強化

近年の自然災害リスクの増大に対し、災害・停電時に公共施設へのエネルギー供給などが可能な再エネ設備を導入することにより、地域のレジリエンス（災害などに対する強靱性の向上）と「環境ビジョン2 気候変動対策を進めるまち」に示す地域の脱炭素化、について同時実現に取り組みます。

環境ビジョン5 生活環境を守るまち

子どもからお年寄りまで、すべての人が日々健やかに暮らすことのできる生活環境は、持続可能な地域社会を実現するための基盤となる重要な要素です。

本市における事業活動、家庭生活などに伴う公害苦情等の未然防止体制や生活環境負荷の低減等対応の強化を行う必要があります。

また、本市には、先人から受け継がれてきた歴史的・文化的遺産、伝統芸能といった地域文化を形成する数多くの地域資源が存在しています。

これら歴史的・文化的遺産を保全・整備し、地域文化を継承するとともに活用していくことも必要です。

わたしたちは、公害のない、快適で衛生的な環境を維持・保全し、歴史文化資源を活かした魅力的な「新城らしさ」あふれる『生活環境を守るまち』を創造し、将来世代に引き継いでいきます。



内金トンネル(旧田口線跡)と河津桜



公害等の未然防止

公害を未然に防ぐ体制強化と連携

公害苦情等の未然防止や被害を最小限に食い止めるため、環境保全協定の締結の継続と協定内容の見直しを図り、市民、事業者、市の連携体制を強化します。

健全な水循環

健全な水循環の構築・強化

将来にわたり、豊かで質のよい水を育む水源地域となるよう、間伐などによる適切な森林管理を進めるとともに、上下水道環境の整備を進め、健全な水循環の構築・強化を図ります。

歴史文化の保全・整備・活用

1) 史跡、名勝、天然記念物や建造物の保全・整備

歴史遺産や国・県・市による指定文化財の保全、整備を図るとともに、知識や技術を将来にわたり継承する人材の育成と調査・研究活動を進めます。

2) 歴史文化の活用

本市の重要な地域資源である歴史文化を最大限活用し、歴史や文化、生活技術を活かしたまちづくりや事業を展開し、市民の学習・交流の場や観光資源としての活用を進めます。



長篠合戦のほりまつり

環境ビジョン6 みんなで取り組むまち

新城市環境基本条例において、市は持続可能な社会の構築の基礎である地域の環境の保全と創出に関して主要な推進者としての役割を担うとともに、地域の取り組みの調整者としての役割を担うことが期待されています。

そのために、市は、職員の資質や環境意識の向上及び関係部局間の緊密な連携を図りつつ、各主体の模範となるよう組織としての機能を高めていくことが重要です。

環境基本計画の着実な実施を図るには、新城市自治基本条例では、市が、市民主役のまちづくりを推進し、市民一人ひとりがみんなのために行動できる環境を整えることで、世代を越えた多くの市民が協力しながら、今も、そしてこれからも元気に住むことができるまちをつくることを目的としているように、多様な主体によるパートナーシップの構築が重要になります。

また、各主体の積極的な参加を促すためには、環境情報が重要であるため、各主体は、ニーズに応じた環境情報を提供し、施策の実施段階のいずれかにおいてパートナーシップを充実・強化していくことが必要不可欠となります。

わたしたちは、地球環境問題や地域の課題に対して『みんなで取り組むまち』を創造し、将来世代に引き継いでいきます。



中部環境先進5市サミット in 新城



環境人材の育成(市民、職員)

1) 市民の人材育成:環境活動リーダーの育成

地域活動の活性化を促進するため、地域における環境活動や環境学習のリーダーやプレイヤーを市民の中から育成するしくみをつくります。

2) 市民の人材育成:活躍の場づくり

リーダー、プレイヤーや各団体が、その地域や組織の枠組みを越え、その他の地域や組織と協働して活躍できる機会やしくみをつくります。

3) 職員の人材育成:職員研修の実施

持続可能な地域の発展につながる市の施策及びSDGsの推進を行うことができるように、職員の資質や政策形成能力の向上につながる効果的な研修を行います。

4) 職員の人材育成:行動計画と進行管理

温室効果ガスや利用資源の削減のため、庁舎管理におけるごみ減量、節水、省エネルギーなどのエコオフィスに係る職員の行動計画を策定し、確実に実行できるように進行管理を行います。

パートナーシップの強化

1) 庁内連携の強化

職員間の迅速な情報の発信・共有を可能にし、共通認識をもって行政運営を進め、庁内の連携を強化します。

2) 環境活動の支援

市民環境団体がその専門性を活かし、地球環境問題や地域の課題に貢献できるよう、また、継続した運営ができるよう支援します。

3) 市民、事業者、市、他自治体、NPO、NGOなどの連携

市民、事業者、市、NPO、NGOなどがお互いの得意分野を活かし合い、環境問題や地域の課題に対し、協働して事業が行えるようパートナーシップを構築します。

愛知県や周辺自治体などと連携し、広域的な取り組みを行うことにより、効率的な事業展開を図ります。

環境教育の実施

1) 環境教育の拠点の活用

より多くの市民が環境教育・学習に参加できるよう、環境教育の拠点となる施設やフィールド、地域の環境情報発信機能の活用を進めます。

2) 環境教育・体験学習の実施

豊かな生物多様性を育む自然環境や歴史文化など地域の特色を活かした環境講座・体験学習・イベントなどを開催し、地域社会づくりや環境活動、連携の促進を図ります。

3) 環境教育体制の整備

段階的、専門的に取り組むことのできる環境教育・学習体制や取り組みの改善ができるしくみを構築します。

家庭・地域・学校の連携協働による共育の推進を図り、身近な地域の子どもと大人が、共に過ごし共に学び共に育つことのできる教育体制を整備します。

4) 環境情報の提供

市民のニーズを把握し、地域が抱える課題を市民と市とが協働して解決できるよう、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)などの情報技術の活用、意見交換の機会の充実により、双方向の情報提供・共有を図ります。



産官民による特定外来生物(植物)除去作業(四谷の千枚田)

第4章 新城市生物多様性地域戦略

1 背景・計画期間

わたしたちの暮らしや産業は、多くの生きものが互いに生息・生育する生態系からの恵みによって成り立っています。一方で、私たち人間の活動は生物多様性に負の影響を与えています。

その結果、多くの生きものが絶滅し、長い時間をかけてつくられた生物多様性をこの数百年という短い時間で損なおうとしています。

本計画の計画期間は、環境基本計画と同様の令和2年度(2020年度)から令和13年度(2031年度)までの12年間とします。

2 本市の環境

1) 地形・地質

本市は、1,000mほど標高差がある地形で、平野や高原、急峻な山岳、渓谷など非常に変化の富んだ地形となっています。

本市の主要水系は豊川と矢作川の2つあり、豊川水系は北設山岳地帯の鷹ノ巣山(通称:段戸山)一帯を水源に、途中、幾つかの細流、支流を集め、本市の南西をゆっくりと三河湾に注ぐ流路77kmの県内を水源地とした河川では最大規模です。その、豊川に沿って日本最長の断層帯である中央構造線が通り、地形と地質が本流右岸の内帯と左岸の外帯に分かれています。



内帯側の地質は、領家変成帯の花崗岩や片麻岩などが広く分布しています。鳳来地区の大半は、第三紀中新世の流紋岩や松脂岩など火山岩類がほとんどを占めています。

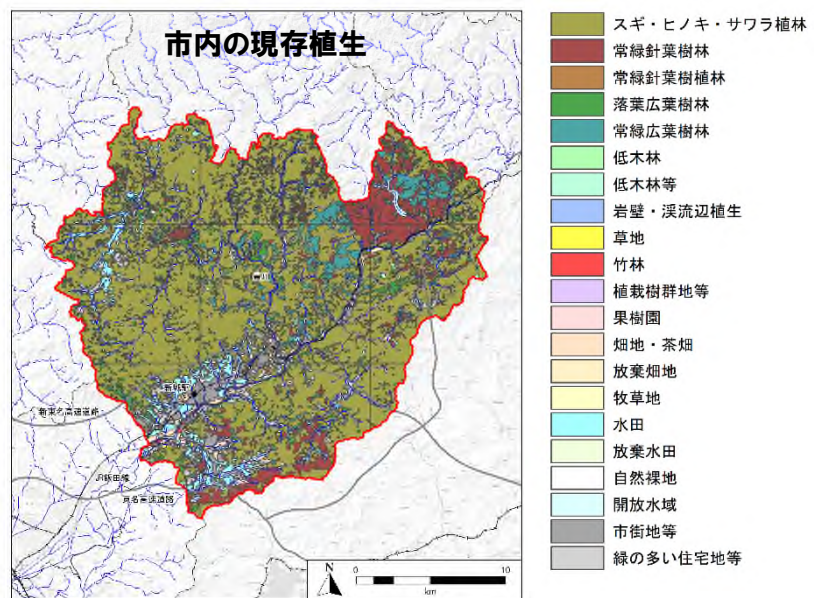
外帯側の地質は、三波川帯の結晶片岩、蛇紋岩、はんれい岩、角閃岩など多様な岩石が中央構造線に沿って帯状に出現し、桜淵では結晶片岩に挟まれた石灰岩をみることができます。

本市の土壌の特徴としては、赤色土と暗赤色土が比較的広範囲に出現することです。赤色土は、いわゆる赤土とも呼ばれる粘土質の土壌で第四紀の間氷期の亜熱帯・熱帯の乾燥した気候下で生成されたものです。暗赤色土は土壌断面の下部がチョコレート色になる土壌で蛇紋岩地帯(塩基性暗赤色土)や巣山層(火山性暗赤色土)にみられます。

2) 植生

本市の市域の約83%を占める森林では、尾根沿いを中心に在来のシイ・カシ類などの常緑広葉樹林が点在していますが、森林面積の約73%以上はスギやヒノキなどの人工林となっています。この人工林は、木材価値の下落と共に手入れ不足が原因で、荒廃した森林が社会問題となっています。

新城・鳳来地域は、暖地系の植物の多い地域で、特に鳳来寺山は、ホソバシャクナゲの自生地として全国的にも有名です。鳳来地区には岩場が多く、岩場環境に特有の植生がみられます。八名地区には、学術的に貴重な植生として愛知県の天然記念物に指定されている「中宇利丸山の蛇紋岩植生」も分布しています。



注) 環境省の現存植生図を基に作成



鳳来寺山



ホソバシャクナゲ

3) 植物種(コケ植物は除く)

自生の維管束植物は1,700種以上確認されています。豊川沿いでは、比較的自然植生が多く種類も豊富です。特に桜淵県立自然公園の蜂の巣岩付近は、石灰岩を含む地質で構成されており、クモノスダ、ツルデンダなど石灰岩特有の植物が見られます。

作手地区の中間湿原群は「作手中間湿原群」として環境省の全国重要湿地500に選定されており、生物多様性の観点から全国的に見ても絶滅の危険性のあるヤチスギラン、サワラン、サギソウ、トキソウや、県内でもこの地域でしか見られないミタケスゲ、サギスゲなどの貴重なものがみられます。作手中間湿原群を代表する長ノ山湿原は愛知県指定の天然記念物にも指定されています。本市ではこのほか、タキミシダ、ムカデラン、オキナグサ、ミズマツバなどの環境省第5次レッドリストで絶滅危惧種に指定されている植物も確認されています。ムカデランについては「鳳来町のムカデランの自生地」が愛知県指定の天然記念物に指定されています。

一方で、生活を脅かす外来種セイタカアワダチソウやアメリカセンダングサ、在来の野草の生活場所を奪うオオキンケイギクの分布拡大が懸念されます。



長ノ山湿原



サギソウ

4) 動物

本市は、森林の他にも豊川やその支川の宇連川、矢作川支川の巴川など豊かな水にも恵まれており多くの動物が生息しています。

山間地を中心に、特別天然記念物のニホンカモシカをはじめ、ニホンザル、ノウサギ、ニホンリス、タヌキ、イノシシ、ニホンジカ（ホンシュウジカ）などが生息し、一部の社寺林にはムササビの生息もみられます。

こうした多くの動物が生息する一方で、これらの大型獣類（イノシシ、ニホンジカ（ホンシュウジカ）、ニホンザル）や小型獣類（ハクビシン、アライグマ）により農林業被害などが発生しています。このため、生息数や生息分布の適正な管理が行われています。全国的に分布拡大の傾向にあるツキノワグマも市内で確認されています。



豊川



宇連川

鳥類は、山間部では生態系の頂点に君臨するクマタカやハヤブサなどの猛禽類をはじめ、キツツキ類、カラ類、カッコウ類などの生息が確認できるほか、「仏法僧（ブッポウソウ）」の鳴き声で有名な県の鳥のコノハズクも生息しています。豊川やその支流ではオシドリやカワセミをはじめ、カモ類、チドリ類の生息が確認できます。市中心にある県立自然公園の桜淵付近では年間約80種の野鳥が確認されています。

一方で近年は、特定外来生物であるソウシチョウの生息も確認されています。



クマタカ



ヤマセミ

爬虫類は、タカチホヘビ、シマヘビ、アオダイショウ、ジムグリ、ヤマカガシ、ニホンマムシなどのヘビ類や、ニホンイシガメ、ヒガシニホントカゲ、ニホンカナヘビが確認されています。最近では、ペットとして飼育されていたミシシippアカミミガメなどの飼育放棄による在来種の生態系への影響が危惧されています。

両生類は、モリアオガエルをはじめとするカエル類やアカハライモリが確認されています。



ヤマカガシ



モリアオガエルと卵塊

魚類は、天然記念物のネコギギをはじめ、ニホンウナギ、ウグイ類、ナガレホトケドジョウ、アユ、イワナ、アマゴなどの生息が確認されています。

一方で、国外から持ち込まれた外来種のブラックバスやブルーギルによる在来種の捕食と減少など、生態系への影響が危惧されています。アユの放流に伴い琵琶湖から移入したハス、ギギや観賞魚として飼育した個体が放流された可能性のあるオヤニラミなど、他地域から持ち込まれた国内由来の外来種も見られるようになりました。



ネコギギ



ナガレホトケドジョウ

昆虫類は、トビケラ類、トンボ類、バッタ類、カメムシ類、チョウ類、ガ類、甲虫類などが確認されています。

チョウ類では、ヒメヒカゲやオオムラサキ、クロツバメシジミも確認することができますが、昔見ることのできたギフチョウやクロコムラサキは近年ほとんど見かけることがなくなりました。山地性・寒地性の種であるミスジチョウが減少しており、温暖化の影響の可能性もあります。近年は、特定外来生物のチョウのアカボシゴマダラも確認されています。

多くの水生昆虫の生息も確認でき、豊川水系が良好な環境であることを確認することができますが、水質、底質、川岸の植生など環境を指標として、今後も水生生物調査を実施する必要があります。



ウスバシロチョウ



クロツバメシジミ

3 対象地域

多様な生物多様性は、一つの市域で完結するものではなく、広域的な取り組みが必要ですが、本計画における対象地域は、新城市全域とします。

4 目標

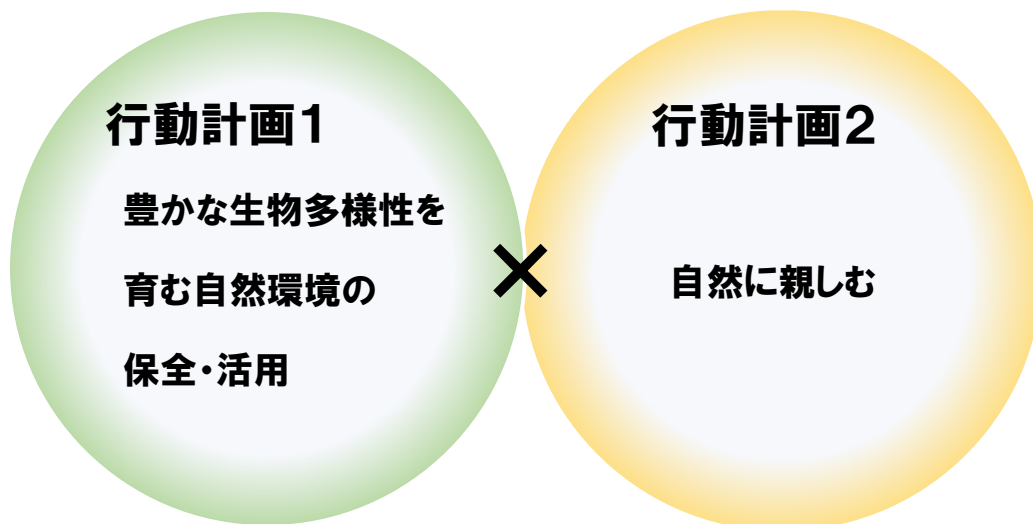
生物多様性への意識を高め、生きものがすむ場所が確保され、本来、その場所にいるべき野生の生きものと、人が共に生きていくことができるまちを目指すため、本市の目標を「多様な生態系と共生するまち」とします。

5 施策・推進体制・進捗管理

目標である「多様な生態系と共生するまち」を実現するため、2つの行動計画を柱としながら、市民、事業者、市によって、生物多様性地域戦略を推進します。

なお、推進体制は、環境基本計画の「第7章 計画の総合的運用」に準ずるものとします。具体的な目標や施策については、今後改訂予定の「新城市環境行動計画(改訂版)」に基づき、生物多様性地域戦略を推進していくものとします。

目標を実現するための2つの行動計画



目 標

多様な生態系と共生するまち

行動計画1 豊かな生物多様性を育む自然環境の保全・活用

1) 豊かな生物多様性を育む自然環境の把握

豊かな生物多様性を育む自然環境は市民共有の財産です。地域の自然環境を知るために、基礎データを収集し、現状を把握・認識します。

2) 豊かな生物多様性を育む自然環境の保全

豊かな生物多様性を保全するため、希少な野生動植物などの保護、外来種などの駆除を実施します。

3) 豊かな生物多様性を育む自然環境の再生

荒廃しつつある森林や耕作放棄地などの再生を図り、公益的機能を十分発揮できるようにし、里山を保全することで豊かな生物多様性や原風景を将来世代に引き継いでいきます。

4) 豊かな生物多様性を育む自然環境を地域資源として活用

農林業の振興や地産地消の促進を通じて、豊かな生物多様性を育む自然環境を、生態系に配慮しながら持続可能な形で最大限に活用し、魅力あるまちづくりを進めます。

5) 豊かな生物多様性を育む自然環境を地球温暖化から守る

地球温暖化による気候変動など、生態系に与える影響を和らげるための温暖化に対する緩和策や適応策を推進します。

行動計画2 自然に親しむ

6) 自然を活かしたまちなみ景観づくり

森林、河川、湿原や水田などの豊かな生物多様性に配慮しながら、自然を活かしたまちなみ景観を創出します。

7) 自然を活かしたふれあいの場所づくり

地域の自然を知るために、豊かな自然にふれあうことができ、楽しめる場の充実を図ると共に利活用の促進を実施します。

8) 自然にふれあい学びます

自然にふれあいながら、自然を理解することができる水生生物調査や自然観察会などを開催します。

9) 自然に親しむ心の醸成

日常的に自然に親しみ、ふれあう機会を作ることで、自然に対する理解を深め、大切にしている心を醸成します。また、子どもだけでなく、すべての世代を対象とした環境教育を推進することで、シニア世代から親世代、さらに子世代へと自然に親しみ、大切にしている心の継承を図ります。

10) 自然に親しむ団体の活性化を図ります

市民活動を行う団体の自立を促し、活動を支援するとともに、成果発表の機会や交流の場を設けます。

第5章 新城市地球温暖化対策実行計画

（区域施策編・エネルギービジョン）

1 背景・計画期間

本市では、平成24年4月に「新城市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（以下「旧地球温暖化対策実行計画」という。）」を策定しました。旧地球温暖化対策実行計画では、京都議定書に基づく国の目標値を踏まえ、令和2年度（2020年度）を中期目標、令和32年度（2050年度）を長期目標とした平成2年（1990年）比の温室効果ガス削減目標値とその達成に向けた推進施策を定めました。

その後、本計画では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年法律第117号）、以下「地球温暖化対策推進法」という。）第21条に基づき国の法・計画等改正に伴う、国の削減目標を踏まえ、新しい温室効果ガス排出削減目標やエネルギービジョンと統合した再生可能エネルギー導入目標の設定、及び新しい環境ビジョンに合わせた施策を定めます。

また、本計画の計画期間は、環境基本計画と同様の令和2年度（2020年度）から令和13年度（2031年度）までの12年間とします。

2 対象とする温室効果ガス

「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、温室効果ガスとして二酸化炭素（ CO_2 ）、メタン（ CH_4 ）、一酸化二窒素（ N_2O ）、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六ふっ化硫黄（ SF_6 ）、三ふっ化窒素（ NF_3 ）の7種類を定めています。

これらのうちで、 CO_2 換算した温室効果ガスの排出量の構成比では、二酸化炭素が約92%とほとんどを占めます。

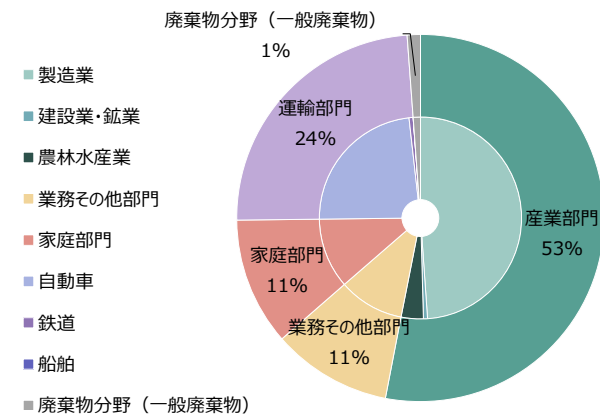
本計画では、前計画と同様に「自治体排出量カルテ（環境省「地方公共団体実行計画（区域施策編）」策定支援サイト）」を基に、市民の生活や経済活動で電気や燃料の消費に伴って排出されるエネルギー起源の二酸化炭素と廃棄物（一般廃棄物）に含まれる廃プラスチック等の燃焼による二酸化炭素を対象とします。

- ・ 産業部門（農林水産業、鉱工業・建設業、製造業）
- ・ 業務その他部門（事務所、ビル、商業・サービス業施設 等）
- ・ 家庭部門（家庭）
- ・ 運輸部門（自動車・鉄道におけるエネルギーの消費）
- ・ 廃棄物部門（一般廃棄物の燃焼）

3 本市の現況（温室効果ガス排出量の推移・エネルギー消費量の推移）

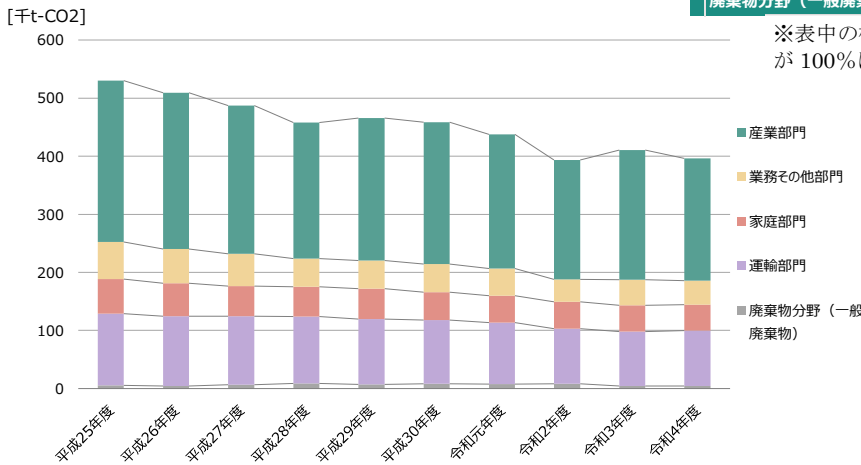
1) 温室効果ガス排出量の推移

本市の令和4年度（2022年度）の温室効果ガス排出量の内訳をみると、産業部門が53%、業務その他部門が11%、家庭部門が11%、運輸部門が24%、廃棄物分野（一般廃棄物）が1%となっています。温室効果ガス排出量の推移をみると、総排出量、部門別の排出量ともに減少傾向にあります。減少の要因としては、機器や自動車の省エネ化に加え、活動量（人口や保有自動車台数、製造品出荷額など温室効果ガスの排出に起因する指標）の減少・停滞が影響していると考えられます。



部門・分野	令和4年度 排出量 [千t-CO ₂]	構成比
合 計	396	100%
産業部門	210	53%
製造業	194	49%
建設業・鉱業	2	1%
農林水産業	14	4%
業務その他部門	42	11%
家庭部門	45	11%
運輸部門	95	24%
自動車	93	23%
旅客	44	11%
貨物	49	12%
鉄道	3	1%
船舶	0	0%
廃棄物分野（一般廃棄物）	5	1%

※表中の構成比は、四捨五入の関係で合計が100%にならない場合があります。



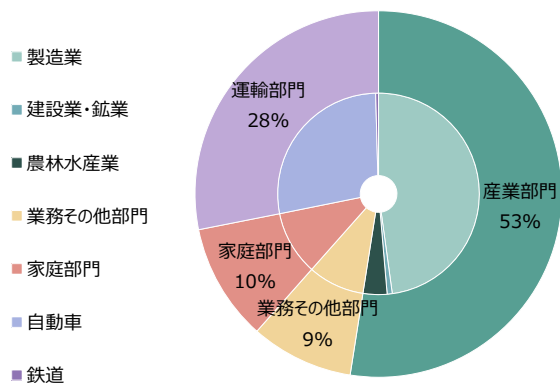
部門・分野	部門・分野別CO ₂ 排出量 [千t-CO ₂]									
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
合 計	530	509	487	458	466	458	438	393	411	396
産業部門	277	269	255	234	245	244	231	205	224	210
製造業	253	254	238	216	228	228	215	187	206	194
建設業・鉱業	3	3	3	3	3	3	2	2	3	2
農林水産業	22	12	14	15	14	13	13	16	15	14
業務その他部門	64	59	56	49	48	49	47	39	44	42
家庭部門	59	57	51	51	52	48	46	46	45	45
運輸部門	124	120	118	115	113	110	106	95	94	95
自動車	120	116	114	112	110	107	103	92	91	93
旅客	60	57	56	56	54	53	51	44	42	44
貨物	60	59	58	56	55	54	52	48	49	49
鉄道	4	4	4	3	3	3	3	3	3	3
船舶	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃棄物分野（一般廃棄物）	5	5	7	9	7	8	8	8	5	5

※表中の内訳と小計・合計は、四捨五入の関係で一致しない場合があります。

2) エネルギー消費量の推移

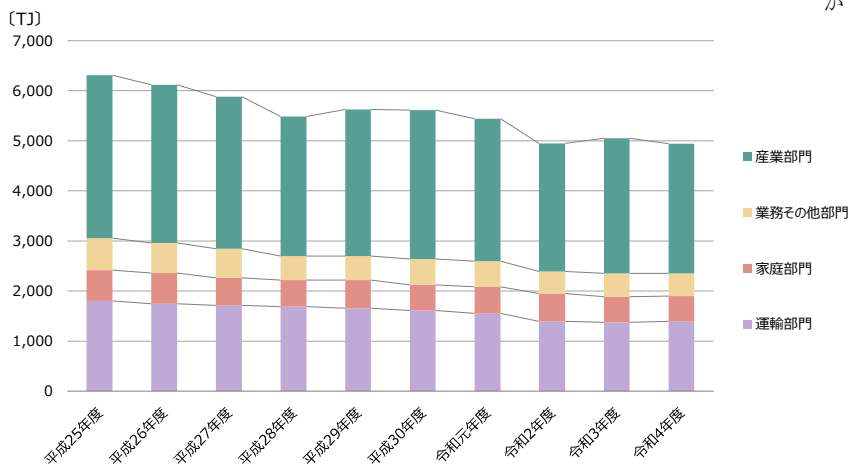
本市の令和4年度（2022年度）のエネルギー消費量の内訳をみると、産業部門が53%、業務その他部門が9%、家庭部門が10%、運輸部門が28%となっています。

エネルギー消費量の推移をみると、総エネルギー消費量、部門別の消費量ともに減少傾向にあります。



部門・分野	令和4年度 エネルギー消費量 [TJ]	構成比
合計	4,943	100%
産業部門	2,595	53%
製造業	2,365	48%
建設業・鉱業	39	1%
農林水産業	192	4%
業務その他部門	447	9%
家庭部門	511	10%
運輸部門	1,391	28%
自動車	1,368	28%
旅客	657	13%
貨物	711	14%
鉄道	23	1%

※表中の構成比は、四捨五入の関係で合計が100%にならない場合があります。



部門・分野	部門・分野別エネルギー消費量 [TJ]									
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
合計	6,305	6,115	5,881	5,483	5,626	5,610	5,439	4,944	5,050	4,943
産業部門	3,249	3,155	3,038	2,784	2,927	2,970	2,845	2,553	2,696	2,595
製造業	2,917	2,949	2,803	2,535	2,696	2,754	2,630	2,298	2,450	2,365
建設業・鉱業	39	43	40	40	39	38	34	37	41	39
農林水産業	293	164	195	209	192	179	181	217	205	192
業務その他部門	639	599	579	483	484	517	510	443	469	447
家庭部門	617	614	547	533	564	510	529	556	509	511
運輸部門	1,800	1,746	1,717	1,683	1,652	1,613	1,554	1,391	1,376	1,391
自動車	1,772	1,719	1,690	1,656	1,625	1,587	1,529	1,368	1,352	1,368
旅客	901	856	844	834	817	801	769	661	632	657
貨物	871	863	846	822	808	787	760	707	720	711
鉄道	28	27	27	26	26	26	25	24	23	23

※表中の内訳と小計・合計は、四捨五入の関係で一致しない場合があります。

4 対象地域

地球温暖化対策は、一つの市域で完結するものではなく、広域的な取り組みが必要ですが、本計画における対象地域は、新城市全域とします。

5 削減目標

1) 国の温室効果ガス排出量の削減目標

（国の削減目標）

我が国の目標として、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指す。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。

また、2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指す。

この2035年度及び2040年度における目標は、基準年である2013年度からのフォアキャスト及び長期的に目指している2050年ネット・ゼロからのバックキャストの両面から、2050年ネット・ゼロ実現に向けた我が国の明確で直線的な経路を示すものである。

出典：「地球温暖化対策計画」（令和7年2月18日）

2) 本市における温室効果ガス排出量の削減目標

（市の削減目標）

本市における令和12年度（2030年度）及び令和22年度（2040年度）の温室効果ガス排出量の削減目標は、国の目標に合わせ、平成25年度（2013年度）を基準として、挑戦的な目標としてそれぞれ50%削減、73%削減とし、令和12年度（2030年度）に265千t-CO₂、令和22年度（2040年度）に143千t-CO₂を目指します。

なお、計画期間最終年度である令和13年度（2031年度）については、削減目標として52%削減（252千t-CO₂）とし、令和32年度（2050年度）ゼロカーボンを目指します。

[単位：千t-CO₂]

項目	基準年度	統計上の 最新年度	目標年度		
			削減目標(挑戦的な目標)		削減目標
	平成25年度 (2013年度)	令和4年度 (2022年度)	令和12年度 (2030年度)	令和22年度 (2040年度)	令和13年度 (2031年度)
排出量	530	396	265	143	252
削減量	—	134	265	387	278
削減率	—	25%	50%	73%	52%

3)エネルギーに関する目標

本市における令和12年度（2030年度）のエネルギーに関する数値目標は、「新城市エネルギービジョン（平成30年3月）」において以下のように策定していますが、令和4年度（2022年度）時点においては達成をしている状況です。一方で、新城市エネルギービジョンは計画期間を通じた施策の方向性を示し策定していることから、現行の目標水準は維持し次期計画策定時に改めて検討することとします。

（市の数値目標）

<ul style="list-style-type: none"> 省エネに関する目標： 平成25年度（2013年度）のエネルギー消費量を基準に、令和12年度（2030年度）に19%削減 再エネに関する目標： 令和12年度（2030年度）の電力消費量のうち30%を再生可能エネルギーで発電のみ（経済・社会等のコベネフィット）に関する目標： 省エネで8億円の節約（＝稼ぎ）、再エネで8億円の稼ぎ

〔単位：-〕

項目		基準年度	最新年度	目標年度
		平成25年度 (2013年度)	令和4年度 (2022年度)	削減目標 令和12年度 (2030年度)
エネルギー消費量	①	消費量 ^{※1}	6,305 TJ	4,943 TJ
	②	2013年比削減率	—	22%
	③	区域の電気使用量 ^{※2}	—	307,571 MWh/年
再生可能エネルギー	①	再エネ導入設備容量 ^{※2}	—	79,991 kW
	②	再エネ発電電力量 ^{※2}	—	108,852 MWh/年
	③	電気使用量に対する導入比(②÷③) ^{※2}	—	35.4%
みのり	-	省エネ ^{※3}	—	9.1億円
	-	再エネ ^{※3}	—	8億円

※1：総合エネルギー統計及び都道府県別エネルギー消費統計から本計画において独自に算出

※2：環境省・自治体排出量カルテ記載値：FIT/FIP制度による再生可能エネルギー（電気）・太陽光発電設備導入容量（kW）・区域の再生可能エネルギーによる発電電力量〔MWh/年〕ただし、熱エネルギー由来の再生可能エネルギー量については、公的資料に基づく集計が困難なため、本計画における再生可能エネルギー量には含まない。

※3：みのり（経済・社会等のコベネフィット）は、令和12年度（2030年度）の単位エネルギーあたりのみのり額（円/TJ、円/MWh）を算出し、令和4年度（2022年度）の削減量・導入量を乗じることで、2022年度のみのり額を算定した。

6 施策・推進体制・進行管理

温室効果ガス排出量の削減目標を達成するため、平成24年度（2012年度）に策定した旧地球温暖化対策実行計画の重点施策（リーディングプロジェクト）の方針、前計画の施策を引き継ぎながら、新しい環境ビジョンの実現に向けた施策を実施していきます。

なお、推進体制は、環境基本計画の「第7章 計画の総合的運用」に準ずるものとします。

具体的な目標や施策については、今後改訂予定の「新城市環境行動計画（改訂版）」に基づき、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を推進していくものとします。

エコな暮らしプロジェクト

市民生活や事業活動において、3Rの優先順位（①リデュース（排出抑制）、②リユース（再使用）、③リサイクル（再生利用））を守り、ごみを可能な限り出さない生活習慣の実現及び持続可能な循環型のまちづくりを進めるとともに、省エネ行動を進めるための仕組みを構築し、環境に優しい暮らしを推進します。

【関係する主な環境ビジョン】

環境ビジョン1 多様な生態系と共生するまち
●自然を活かしたまちなみ景観・ふれあいの場づくり
環境ビジョン2 気候変動対策を進めるまち
●省エネルギー行動の推進 ●地産地消の推進 ●気候変動への適応策の推進
環境ビジョン3 ものが循環するまち
●3Rの推進 ●食品ロスの削減 ●もったいない意識の普及啓発活動 ●ごみ分別・収集・処理体制の整備 ●環境・人・社会・地域に配慮した消費行動

スマートエネルギープロジェクト

住居や事業所における冷暖房に省エネ設備・機器の積極的な導入や自動車利用の抑制などエネルギーを消費する側と太陽光発電などをはじめとする再生可能エネルギーの普及と効果的な活用などエネルギーを供給する側の対策を併せて進めます。

なお、推進体制は、環境基本計画の「第7章 計画の総合的運用」に準ずるものとします。

具体的な目標や施策については、今後改訂予定の「新城市環境行動計画（改訂版）」に基づき、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を推進していくものとします。

【関係する主な環境ビジョン】

環境ビジョン2 気候変動対策を進めるまち
<ul style="list-style-type: none"> ●省エネルギー行動の推進 ●再生可能エネルギー導入の推進 ●エネルギー自治の推進 ●公共交通機関の利用推進 ●歩行と自転車利用の推進 ●環境に配慮した自動車利用
環境ビジョン4 災害に強いまち
<ul style="list-style-type: none"> ●地域レジリエンスの強化

育成と共生の森づくりプロジェクト

森林育成・整備による森林吸収源の促進、地域材の使用などを通じて、新城市の森林資源を活用した気候変動対策に取り組み、地域の脱炭素化を進めます。

【関係する主な環境ビジョン】

環境ビジョン1 多様な生態系と共生するまち
<ul style="list-style-type: none"> ●豊かな生物多様性を育む自然環境の保全・維持・再生 ●豊かな自然を地域資源として活用 ●自然を活かしたまちなみ景観・ふれあいの場づくり ●自然に親しむ心の醸成
環境ビジョン2 気候変動対策を進めるまち
<ul style="list-style-type: none"> ●省エネルギー行動の推進 ●森林の適切な維持管理 ●地域材の利用促進

みのり(経済・社会等のコベネフィット)がめぐるまちづくり推進プロジェクト

省エネルギーや再生可能エネルギーの取り組みは、温室効果ガス排出量の削減だけでなく、地域経済が活性化する有効な手段としてとらえ、新規事業・対策・技術・科学の一層の推進に向け、協働体制の構築、地域間連携などを進め、「みのり（経済・社会等のコベネフィット）がめぐるまちづくり」を推進します。

【関係する主な環境ビジョン】

環境ビジョン1 多様な生態系と共生するまち
●豊かな自然を地域資源として活用
環境ビジョン2 気候変動対策を進めるまち
●省エネルギー行動の推進 ●再生可能エネルギー導入の推進 ●エネルギー自治の推進 ●新城市省エネルギー及び再生可能エネルギー推進条例の理念に即した事業に対しての協力、賛同
環境ビジョン6 みんなで取り組むまち
●市民、事業者、市、他自治体、NPO、NGOなどの連携

環境学習都市づくりプロジェクト

環境意識を高めるための講座・学習会の実施や、環境先進都市への視察・見学会を行うなど、温暖化防止行動につながる環境教育の場を提供し、持続可能な環境首都「山の湊」を目指します。

【関係する主な環境ビジョン】

環境ビジョン6 みんなで取り組むまち
●市民の人材育成：環境活動リーダーの育成 ●市民の人材育成：活躍の場づくり ●職員の人材育成：職員研修の実施 ●市民、事業者、市、他自治体、NPO、NGOなどの連携 ●環境教育の拠点の活用 ●環境教育・体験学習の実施 ●環境教育体制の整備 ●環境情報の提供

第6章 新城市地域気候変動適応計画

1 背景

近年の気候変動がもたらす影響から気温の上昇や大雨の頻度が増加し、農作物の品質低下や熱中症リスクの増加といった問題が生じており、これらの影響は、本市の市民生活や産業活動に深刻な影響を及ぼしています。例えば、農業においては、異常気象による作物の生育不良や収穫量の減少が懸念されており、地域経済にも影響を与える可能性があります。また、気温の上昇は熱中症のリスクを高め、特に高齢者や子供にとっては深刻な健康問題となることが予想されます。これらの影響は今後も長期にわたって拡大する恐れがあり、早急な対策が求められています。

国際的には、平成27年（2015年）12月に国際的な合意を得た「パリ協定」において、温室効果ガスの排出削減とともに、気候変動の影響に適応するためのレジリエンス（強靱性）の強化が求められています。パリ協定では、世界全体の平均気温の上昇を工業化以前の水準に比べて2℃以内より十分に抑えること並びに、1.5℃までに制限するための努力を継続すること（緩和策）を目指し、気候変動の悪影響に適応する能力を高めること（適応策）を目的としています。

国内では、気候変動適応の法的な位置づけの明確にし、関係者が一丸となって一層強力で推進するべく、平成30年（2018年）6月に「気候変動適応法」が成立し、同年12月に施行されました。また、愛知県では、地域の実情に応じた適応策を推進するための基盤として令和4年（2022年）12月に「愛知県気候変動適応計画」が策定されました。

気象庁では、令和3年（2021年）6月より、線状降水帯が発生した場合に「顕著な大雨に関する気象情報」を発表しています。将来的には、より詳細な予測（市町村単位）を目指しています。線状降水帯による大雨の可能性が発表された場合、対策として、事前にハザードマップを確認し、避難場所や避難経路をあらかじめ確認しておくことが重要です。

本市においても、これらの国や県の方針を踏まえ、気候変動の影響を軽減するための適応策を推進していく必要があります。農業や水資源管理、都市計画などの分野で、市民・事業者・行政が協働して気候変動に対する適応策を講じることが求められます。気候変動の影響は地域特性によって大きく異なることから、地域特性を熟知した本市が主体となって地域の実情に応じた気候変動に立ち向かう取り組みを進め、地域の持続可能な発展と市民の安全と生活の質の確保を図っていきます。

2 計画の目的

本市においても、既に気候変動による影響が顕在化しており、今後の気候変動の進行により、これまで以上に様々な分野で影響が生じると考えられます。そこで、本市の地域特性を理解した上で、既存及び将来の様々な気候変動による影響を計画的に回避・軽減し、市民が安心して暮らすことができるよう本計画を策定します。

3 関連計画との位置づけ

本計画は、気候変動適応法第12条に基づき、本市の地域気候変動適応計画を第6章として新たに策定します。

4 計画期間

本計画は、第2次新城市環境基本計画改定時に新たに策定した計画であることから、改定年度である令和8年度（2026年度）から令和13年度（2031年度）末までの5年間を計画期間とします。また、今後蓄積される最新の科学的知見や地域内の情報をもとに、必要に応じて本計画の見直しを行います。

5 適応に関する基本的な考え方

本市の地域特性を考慮して気候変動への適応を進めていくに当たって、以下の2つの観点から、本市が今後重点的に取り組む分野・項目を選定しました。

- (1) 国の「気候変動影響評価報告書」及び愛知県の「愛知県気候変動適応計画」において、「重大性」、「緊急性」、「確信度」が特に大きい、あるいは高いと評価されており、本市に存在する項目
- (2) 本市において、気候変動によると考えられる影響が既に生じている、あるいは本市の地域特性を踏まえて重要と考えられる分野・項目

選定結果は、次頁のとおりとなります。

【重要性】○:特に重大な影響が認められる ◇:影響が認められる -:現状では評価できない
 【緊急性】○:高い △:中程度 □:低い -:現状では評価できない
 【確信度】○:高い △:中程度 □:低い -:現状では評価できない

分野	大項目	小項目	国(県)の評価			現状認識
			重大性	緊急性	確信度	
農業・林業・水産業	農業	水稻	○	○	○	現時点では、市域内での影響が限定的であるが、今後影響が顕在化、拡大した場合は、新たな施策を今後検討する。
		果樹	○	○	○	
		畜産	○	△	△	
		病虫害・雑草等	○	○	○	
		農業生産基盤	○	○	○	
水環境・水資源	水資源	水供給(地表水)	○	○	○	影響に対して十分な対策を実施している。今後影響が顕在化、拡大した場合は、新たな施策を今後検討する。
自然生態系	野生鳥獣の影響		○	○	□	影響に対して十分な対策を実施している。今後影響が顕在化、拡大した場合は、新たな施策を今後検討する。
	淡水生態系	湖沼	○	△	□	現時点では、市域内での影響が限定的であるが、今後影響が顕在化、拡大した場合は、新たな施策を今後検討する。
		河川	○	△	□	
		湿原	○	△	□	
その他	分布・個体群の変動	-	-	-		
自然災害・沿岸域	河川	洪水・内水	○	○	○	影響に対して十分な対策を実施している。今後影響が顕在化、拡大した場合は、新たな施策を今後検討する。
	山地	土石流・地すべり等	○	○	○	
健康	暑熱	熱中症等	○	○	○	影響に対して十分な対策を実施している。今後影響が顕在化、拡大した場合は、新たな施策を今後検討する。
産業・経済活動	エネルギー	エネルギー需要	◇	□	△	影響に対して十分な対策を実施している。今後影響が顕在化、拡大した場合は、新たな施策を今後検討する。
国民生活・都市生活	都市インフラ	水道、交通等	○	○	○	影響に対して十分な対策を実施している。今後影響が顕在化、拡大した場合は、新たな施策を今後検討する。
	その他	暑熱による生活への影響等	○	○	○	

6 これまで及び将来の気候変動影響と市が行う主な対策について

本市が今後重点的に取り組む分野・項目における気候変動によるこれまで及び将来の影響と本市が行う主な対策を以下に示します。

● 農業・林業・水産業分野

大項目	小項目	これまで及び将来予測される影響	主な対策
農業	水稻	高温による品質低下(白未熟粒の発生等)や高温年での収量の減少、一部の害虫・病害の増加といった影響が確認されています。 気温上昇や降雨パターンの変化による品質低下や収量の減少、害虫・病害の増加、適地の変化といった影響が予測されています。	気候変動に強く、環境負荷をかけない栽培技術の開発・実証・導入を進めるとともに、高温耐性品種の開発や病虫害防除体系の確立にも取り組みます。
	果樹	高温による着色不良や着色遅延、果実の日焼け、生理落果といった影響が報告されています。 高温による生育障害の発生、栽培適地の移動といった影響が予測されています。	気候変動に強く、環境負荷をかけない栽培技術の開発・実証・導入を進めるとともに、気候変動に対応した品種の開発にも取り組みます。
	畜産	高温による乳用牛の乳量・乳成分・繁殖成績の低下や肉用牛等の育成や肉質の低下等が報告されています。 気温の上昇による家畜の生理や成長への程度が大きくなるとともに、影響を受ける地域が拡大することが予測されています。	気候変動に強く、環境に負荷をかけない飼養技術を開発するとともに、十分な効果が得られない場合は、今後新規または追加的な施策を検討していきます。
	病虫害・雑草等	高温による一部の病虫害の発生増加や分布域が拡大しており、気温上昇の影響が指摘されています。 病虫害の発生増加や分布域の拡大による農作物への被害が拡大する可能性が指摘されています。	病虫害の発生状況を調査し、その発生動向を予測して病虫害発生予察情報を作成するとともに、適期防除を推進していきます。 また、気候変動に強く、環境に負荷をかけない栽培技術の開発・実証・導入を進めます。
	農業生産基盤	集中豪雨による農地の湛水被害や高温による用水管理の変更等に伴う水資源の利用方法に影響が見られます。 極端現象(多雨・渇水)の増大等により、農地の湛水被害のリスクの増加や用水管理の変更等に伴う水資源の不足等の影響が予想されています。	排水機場や排水路等の整備といった農村地域の防災・減災対策に取り組みます。 また、用水路のパイプライン化等を図るとともに、営農状況を踏まえた水利計画の策定を関係機関と調整していきます。

● 水環境・水資源分野

大項目	小項目	これまで及び将来予測される影響	主な対策
水資源	水供給(地表水)	局地的豪雨や総雨量が数百mm から千mm を超えるような大雨が発生する一方で、年間の降水の日数は逆に減少しており、たびたび取水が制限される渇水が生じています。 水需要に関して、農業分野では、高温障害への対応として田植え時期や用水時期の変更、掛け流し灌漑の実施等に伴う増加が報告されています。 渇水が頻発化、長期化、深刻化し、さらなる渇水被害が発生することが懸念されています。	川合浄水場において未使用ポンプを活用し追加揚水を実施しています。

● 自然生態系

大項目	小項目	これまで及び将来予測される影響	主な対策
野生鳥獣の影響		<p>日本全国でニホンジカなどの分布が拡大し、農林業や生態系に被害を与えていることが確認されていますが、ニホンジカの増加は狩猟による捕獲圧の低下、土地利用の変化、積雪深の減少など、複合的な要因が指摘されています。</p> <p>気温の上昇や積雪期間の短縮によって、ニホンジカなどの野生鳥獣の生息域拡大のみならず、人や生態系への被害の拡大も懸念されています。</p>	<p>有害鳥獣捕獲を実施しています。 令和6年:シカ捕獲実績 1,441頭 令和6年:イノシシ捕獲実績 854頭</p>
淡水生態系	湖沼	<p>湖沼生態系は温暖化のみの影響を検出しにくい状況にあり、直接的に温暖化影響を明らかにした研究は限られています。</p> <p>全国の湖沼における水草の種構成が変化しており、気温及び降水パターンの変動が影響しているとの報告があります。</p> <p>富栄養化が進行している深い湖沼では、水温の上昇による湖沼の鉛直循環の停止・貧酸素化と、これに伴う貝類等の底生生物への影響や富栄養化が懸念されています。水温上昇によるアオコを形成する植物プランクトンの増加と、それに伴う水質の悪化や、水生植物の発芽後の初期成長への悪影響等が予測されています。</p>	<p>地域固有の生態系や希少種の分布の変化を的確に把握するためのモニタリングの実施や外来種の防除等に取り組みます。</p> <p>水質調査の常時監視を行うとともに、気候変動に伴う変化の検討のためのデータ蓄積を行っていきます。</p>
	河川	<p>取水や流量調節が行われているため気候変動による河川の生態系への影響を検出しにくく、現時点で気候変動の直接的影響を捉えた研究成果は確認できていませんが、気候変動に伴う水温等の変化に起因する可能性がある事象についての報告があります。</p> <p>最高水温が現状より3℃上昇すると、冷水魚が生息可能な河川が分布する国土面積が現在と比較して減少することが予測されています。</p> <p>また、大規模な洪水の頻度増加による、濁度成分の河床環境への影響、及びそれに伴う魚類、底生動物、付着藻類等への影響が想定されています。</p>	
	湿原	<p>一部の湿原で、気候変動による降水量の減少や湿度低下が乾燥化をもたらした可能性が指摘されています。</p> <p>気候変動に起因する流域負荷(土砂や栄養塩)に伴う低層湿原における湿地性草本群落から木本群落への遷移等が想定されています。</p>	
その他	分布・個体群の変動	<p>分布の北限が高緯度に広がるなど、気候変動による気温の上昇の影響と考えれば説明が可能な分布域の変化、ライフサイクル等の変化の事例が確認されています。</p> <p>種の移動・局地的な消滅による種間相互作用が崩れる可能性や外来種の分布拡大が予測されています。</p>	<p>地域固有の生態系や希少種の分布の変化を的確に現状を把握するためのモニタリングを実施するとともに、野生鳥獣の個体群管理や外来種の防除等に取り組みます。</p>

● 健康

大項目	小項目	これまで及び将来予測される影響	主な対策
暑熱	熱中症等	<p>気候変動の影響とは言い切れないものの、熱中症搬送者数の増加が全国各地で報告されています。</p> <p>熱中症による救急搬送人員、医療機関受診者数・熱中症死者数の全国的な増加が確認されています。</p> <p>屋外労働に対して安全ではない日数が増加することが予測されています。</p>	<p>ホームページ等による熱中症の注意喚起や熱中症予防のための普及啓発の実施やクーリングシェルター（指定暑熱避難施設）を整備しています。</p> <p>新城市教育委員会作成の「学校における熱中症対策ガイドライン」をホームページ等に掲載し、熱中症事故防止に関する注意喚起を実施していきます。</p>

● 自然災害・沿岸域

大項目	小項目	これまで及び将来予測される影響	主な対策
河川	洪水・内水	<p>局地的豪雨や総雨量が数百mm から千mm を超えるような大雨が発生し、全国各地で毎年のように甚大な水害が発生しています。</p> <p>水害被害額に占める内水氾濫による被害額の割合は、全国では40%であり大都市を抱える愛知県ではそれを上回る割合となっています。</p> <p>今後さらにこれらの影響が増大することが予測されており、施設の能力を上回る外力（災害の原因となる豪雨等の自然現象）により、水害の頻発や極めて大規模な水害の発生が懸念されています。</p>	<p>水防に関する資材の購入補助及び市民への啓発を実施しています。</p>
山地	土石流・地すべり等	<p>近年、全国各地で土砂災害が頻発し、甚大な被害が発生しています。</p> <p>短時間強雨や大雨の増加に伴い、土砂災害の発生頻度が増加するほか、突発的で局所的な大雨に伴う警戒避難のためのリードタイムが短い土砂災害の増加が懸念されています。</p>	<p>防災無線、防災アプリによる伝達などを実施しています。</p>

● 産業・経済活動

大項目	小項目	これまで及び将来予測される影響	主な対策
エネルギー	エネルギー需給	<p>極端現象（大雨や猛暑日等）の頻度や強度の増加、長期的な海面上昇によるエネルギーインフラへの影響被害に関する研究事例が少なく、これらの影響に関してコンセンサスは得られていません。</p> <p>猛暑により事前の想定を上回る電力需要を記録した報告がみられます。</p> <p>強い台風等によりエネルギー供給インフラが被害を受けエネルギーの供給が停止した報告がみられます。</p> <p>極端現象（大雨や猛暑日等）の頻度や強度の増加のリスクに備え、引き続き気候変動による影響を注視する必要があります。</p> <p>気候変動によるエネルギー需給への将来影響を定量的に評価している研究事例は一定程度ありますが、現時点の知見からは、地域的にエネルギー需給量の増減があるものの、総じてエネルギー需給への影響は大きいとは言えません。</p>	<p>台風による停電などの被害が想定される。指定避難所へのエネルギー供給体制の整備や蓄電池の補助金交付などを実施しています。</p>

● 国民生活・都市生活

大項目	小項目	これまで及び将来予測される影響	主な対策
都市 インフラ	水道・ 交通等	<p>近年、各地で、記録的な豪雨による地下浸水、停電、地下鉄への影響、濁水や洪水、水質の悪化等による水道インフラへの影響、豪雨や台風による切土斜面への影響等が確認されています。</p> <p>大雨による交通網の寸断やそれに伴う孤立集落の発生、電気・ガス・水道等のライフラインの寸断が報告されています。</p> <p>雷・台風・暴風雨などの異常気象による発電施設の稼働停止や浄水施設の冠水、廃棄物処理施設の浸水等の被害、濁水・洪水、濁水や高潮の影響による取水制限や断水の発生、高波による道路の交通障害等が報告されています。</p> <p>気候変動による短時間強雨や濁水の頻度の増加、強い台風の増加等が進めば、インフラ・ライフライン等に影響が及ぶ機会の拡大が懸念されています。</p> <p>気象災害に伴って廃棄物の適正処理に影響が生じること、洪水氾濫により水害廃棄物が発生することや都市ガスの供給に支障が生じることも予測されています。</p> <p>交通インフラに関して、国内で道路、港湾のメンテナンス、改修、復旧に必要な費用が増加することが予測されています。</p> <p>水道インフラに関して、河川の微細浮遊土砂の増加により、水質管理に影響が生じることが予測されています。</p> <p>電力インフラに関しては、台風や海面水位の上昇、高潮・高波による発電施設への直接的被害や、冷却水として利用する海水温が上昇することによる発電力の低下、融雪出水時期の変化等による水力発電への影響が予測されています。</p>	<p>水道インフラに対しては、原水のジャーテストにより一部浄水場では薬注量の再設定等を行っています。</p> <p>気象災害に対しては、ソフト事業での対策としてハザードマップを作成し各戸配布を実施するほか、県建設事務所、電力会社等との合同訓練、会合等への参加により情報交換を実施しています。</p>
その他	暑熱による生活への影響等	<p>都市の気温上昇は既に顕在化しており、熱中症リスクの増大や快適性の損失など都市生活に大きな影響を及ぼしています。</p> <p>大都市においては気候変動による気温上昇にヒートアイランドの進行による気温上昇が重なっていることが確認されています。</p> <p>大都市における気温上昇の影響として、特に人々が感じる熱ストレスの増大が指摘されています。</p> <p>都市化によるヒートアイランド現象に一層の拍車がかかることで、都市域ではより深刻な気温上昇が懸念されています。</p> <p>熱ストレスが増加することで労働生産性が低下し、労働時間の経済損失が発生することが予測されます。</p>	<p>熱中症警戒情報発生時の連絡体制の整備を実施しています。</p>

7 適応策の推進

1) 実施体制と各主体の役割

気候変動による影響は様々な分野に及び、市民や事業者、行政など、多様な関係者がそれぞれの役割のもと協働して取り組む必要があります。

主体	各主体の役割
市民	<p>1)意識の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境教育プログラムに参加するなど、異常気象や農作物への影響等、気候変動がもたらす影響について学び、理解を深める <p>2)気候変動の影響を回避・軽減する行動の実践</p> <ul style="list-style-type: none"> ・節水や熱中症予防、自然災害への備え等にライフスタイルの適応に係る取り組みの実践 ・限られた食材を無駄にせず、多様な食を取り入れる食の適応に係る取り組みの実践 ・断熱、節電、蓄電や創電等を活用し、快適さと安心、環境配慮を両立させ、災害にも強い住まいづくり
事業者 (市民団体含む)	<p>1)事業活動における適応策の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気象災害を見据えた事業継続マネジメントの構築や事業継続計画の策定 ・気候変動適応に役立つ製品やサービスの展開 ・協働の場への参加 <p>2)活躍の場の創出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気象災害を見据えた事業継続環境教育等の実施・支援 <p style="text-align: right;">連携・協働</p>
市	<p>本市は、市民や事業者の適応に関する取り組みを促進するため、国や国立環境研究所、地域気候変動適応センターなどから、気候変動影響についての情報を収集し、その情報を積極的に発信していきます。</p> <p>また、本市における政策に適応の視点を組み込み、「6 これまで及び将来の気候変動影響と市が行う主な対策について」で示した施策等を進めることで、現在及び将来における気候変動影響へ対応していきます。</p>

2) 進捗管理

本計画に記載した施策の進捗状況については、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）と同様に各種取り組みの進捗状況を評価し、新たな知見や情報の収集に努め、必要に応じて見直しを行います。

第7章 計画の総合的運用

1 基本的な考え方

目指すまちの将来像の実現にむけ、本計画を総合的かつ計画的に推進していくために、市民、事業者、市の各主体が、それぞれの役割のもと協力・連携して取り組んでいくことが重要です。本計画では新城市環境基本条例の基本的な考え方を踏まえ、新城市自治基本条例の基本原則にそってみんなで協力してまちづくりを推進し、環境ビジョンの実現を目指します。

1) 新城市環境基本条例

新城市環境基本条例では、「環境の保全と創出」について、市民、事業者、市の責任と義務が次のとおり示されています。

市民の責任と義務

日常生活において環境の保全と創出に努力するとともに、環境への負荷を少なくするよう努力しなければなりません。

日常生活から排出される廃棄物の徹底した減量と分別、生活排水の改善に努力するとともに、省エネルギーとリサイクルを進めることにより、資源の有効利用に努力しなければなりません。

市その他の機関が実施する環境の保全と創出に関する施策に協力する責任と義務があります。

事業者の責任と義務

事業活動により公害を発生させないようにするとともに、自然生態系の維持に配慮しつつ環境を適正に保全するため、自らの負担において必要な措置をとる責任と義務があります。

事業活動に関する製品、原材料その他のものを使用したり、廃棄したりすることによる環境への負荷を少なくするよう努力するとともに、省エネルギーとリサイクルを進めることにより、資源の有効利用に努力しなければなりません。

事業活動により公害を発生させ自然生態系を破壊したりしたときは、自らの責任と負担においてこれを補償するとともに原状回復しなければなりません。

市その他の機関が実施する環境の保全と創出に関する施策に協力する責任と義務があります。

市の責任と義務

次に掲げる事項の施策を総合的、計画的に進める責任と義務があります。

事業計画を立案したり事業を実施したりするときは、この条例の基本的な考え方に従って行います。

- (1) 公害の防止、廃棄物の削減・再利用と適正処分、適切な排水処理、省資源と省エネルギー、歴史的文化的資源の保全、景観の保全、快適な居住環境の整備など生活環境に関すること。
- (2) 森林の保全と活用、河川・湿地など水辺環境の保全と整備、緑化、野生動植物の生態とその多様性に配慮した自然保護など自然環境に関すること。
- (3) 地球温暖化の防止、酸性雨の防止、オゾン層の保護など地球環境の保全に関すること。

2) 新城市自治基本条例

新城市自治基本条例及び解説では、「市民が主役のまちづくり」の推進と「元気に住み続けられ、世代のリレーができるまち」を協働してつくるため、まちづくりに関する基本的な理念と市民、市（行政）の役割が次のとおり示されています。

まちづくりの基本原則
<p>(1) 市民主役の原則 市民一人ひとりが主役となってまちづくりを進めます。</p> <p>(2) 参加協働の原則 市民、議会及び行政は、積極的な参加と協働によりまちづくりを進めます。</p> <p>(3) 情報共有の原則 市民、議会及び行政は、互いに情報を共有し、まちづくりを進めます。</p>
市民の権利と責務
<p>まちづくりの担い手として、市政に参加することができます。</p> <p>市政について情報を知る権利を有し、議会及び行政に対しその保有する情報の公開を求めることができます。</p> <p>まちづくりの担い手であることを自覚し、互いに住みやすいまちの実現に努めます。</p> <p>市民は、互いの活動を尊重し、自らの発言と行動に責任を持つものとします。</p>
行政の責務
<p>市長は、中長期的な視点から、市政の目的が最大限に達成されるよう総合的かつ計画的な行政の運営に努めます。</p> <p>市長は、市政の課題に的確に対応できるよう行政の組織について常に見直します。</p> <p>行政は、市民の市政に関する要望などに迅速かつ誠実に応答するよう努めます。</p> <p>行政は、市民の立場で考えて仕事をする職員を育成し、市民サービスの質を向上させます。</p> <p>職員は、市民のために働く者として、公正かつ誠実に職務を行います。</p> <p>職員は、職務に必要な専門的知識の習得及び能力の向上に努めます。</p> <p>職員は、自らも地域社会の一員であることを自覚し、市民としての責務を果たすとともに、協働によるまちづくりの推進に配慮して職務を行います。</p>

なお、令和4年度新城市市民自治会議において「新城市自治基本条例解説」は、読み手にとって伝わりやすい表現や文章となるよう見直しがなされ、それに基づき市において改正が行われています。

2 施策推進にあたっての人材育成・教育と多様な主体の連携

目指すまちの将来像の実現のためには、「環境ビジョン6 みんなで取り組むまち」で掲げたように、自ら環境に対して行動を実践する環境人材の育成や教育の他、多様な主体が連携し、環境ビジョン1～5で掲げた持続可能な活動や環境行動を進めていく必要があります。



1) 人材育成・教育

環境問題について関心をもち、知識を得るとともに、環境の保全と創出のためのスキルを習得し、自ら環境に対して行動を実践するプレイヤーを育成し、その知識や経験を元に職場や社会においてリーダーシップを発揮することでさらなるプレイヤーを増やしていきます。

2) 多様な主体の連携

各主体が目指すまちの将来像を共有し、それぞれの役割のもと連携・協働を深め、ともに取り組むことによって、施策の実現を図ります。

3) 協働の場

人材育成や多様な主体の連携を推進する場として、市民、事業者、市が協働する機会を設け、活動や施策の情報共有、人材育成や活躍の場づくりの他、施策の実施状況について確認・評価・検証することで、施策を進めていきます。

主体	各主体の役割
市民	1)環境行動の実施と環境活動の積極的な参加 <ul style="list-style-type: none"> ・環境負荷の少ない日常生活の実施 ・環境保全と創出に関する施策・活動への参加 ・協働の場への参加 2)環境活動に関する知識・スキルの習得 <ul style="list-style-type: none"> ・環境活動リーダーへの参加 ・環境教育等への参加
事業者 (市民団体含む)	1)環境活動の実施と市民や他組織との協働 <ul style="list-style-type: none"> ・環境負荷の少ない事業活動の実施 ・環境の保全と創出に関する活動の実施・支援 ・環境保全と創出に関する施策への参加 ・協働の場への参加 2)活躍の場の創出 <ul style="list-style-type: none"> ・環境活動リーダー・プレイヤーの活動の場の提供 ・環境教育等の実施・支援
市	1)環境に関する施策の実施と活動支援 <ul style="list-style-type: none"> ・環境の保全と創出に関する基本的かつ総合的な施策の策定・実施 ・環境の保全と創出に関する活動の実施・支援 ・率先した環境負荷低減の実施 2)情報共有及び協働の場の創出と人材育成 <ul style="list-style-type: none"> ・環境活動リーダー育成の仕組み・場づくり ・協働の場の提供・参加 ・育成した人材の活躍機会の創出 ・環境情報の発信 ・職員の資質向上
協働の場	
<ul style="list-style-type: none"> ・環境活動に関する情報提供及び共有 ・環境に関する知識やスキルを習得するための講座やワークショップ ・環境活動における課題解決やより発展した取り組みに向けた意見交換 ・環境に関する施策の実施状況の評価・検証 ・多くの主体が参加し、相乗効果が望めるような環境活動の創出 	

3 計画の進行管理

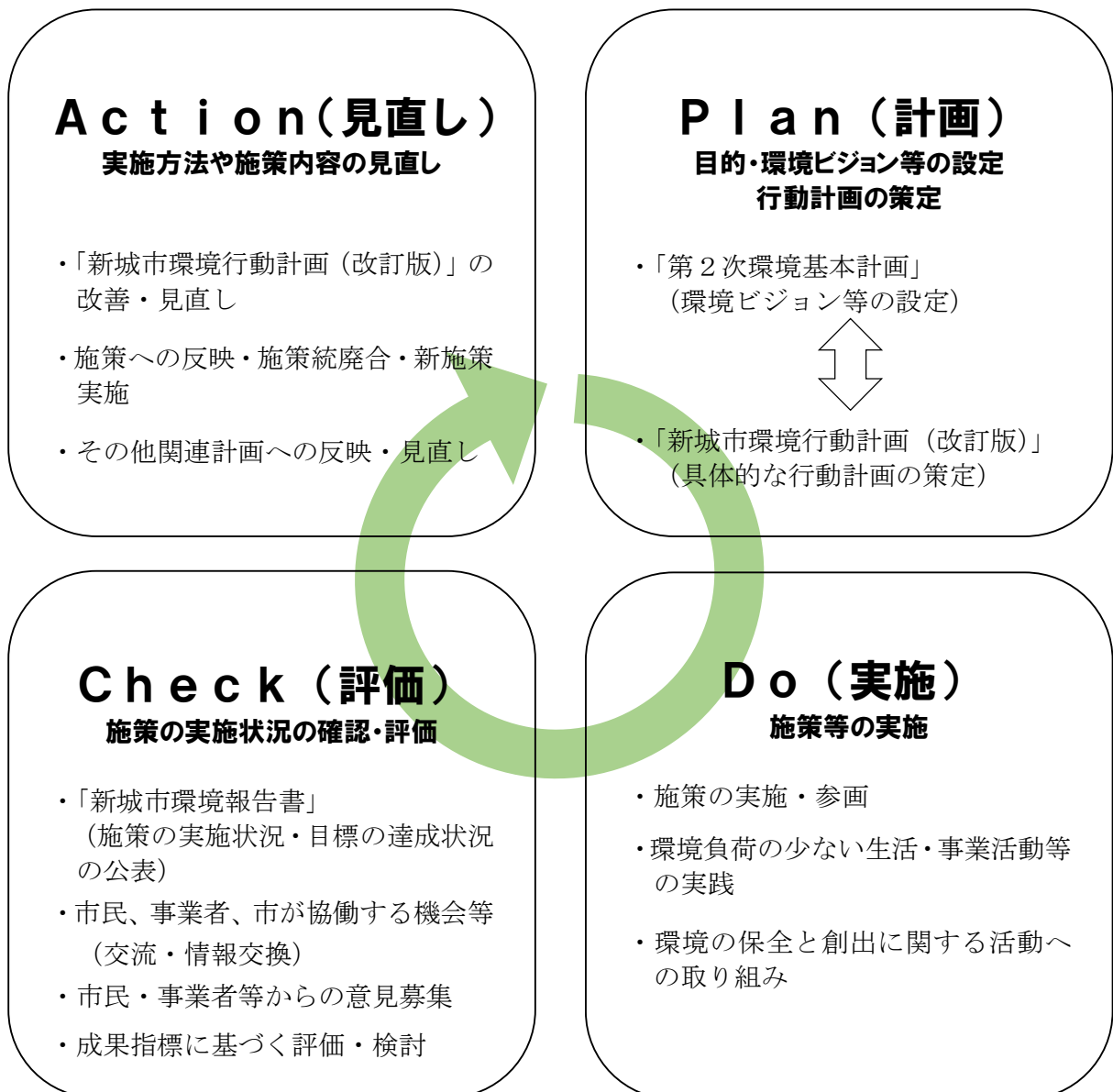
本計画で掲げた環境ビジョンを着実に実現するため、「計画（Plan）」、「実施（Do）」、「評価（Check）」、「見直し（Action）」のPDCAサイクルにより、環境ビジョンの達成状況や施策の実施状況を評価し、改善点を施策等に反映します。

施策の実施状況や目標の達成状況については、「新城市環境報告書」において毎年公表します。

また、市民、事業者、市が協働する機会を設け、参加者同士の交流・情報交換を行うとともに、市民、事業者等からの意見の募集や環境活動の場の創出を行います。

これらをもとに、今後改訂予定の「新城市環境行動計画（改訂版）」において設定する成果指標に基づき、検証・評価を行います。

検証・評価の結果は、「新城市環境行動計画（改訂版）」、施策及びその他関連計画の改善・見直しに反映させます。



第2次 新城市環境基本計画 (改訂版)

令和8年3月

○発行 新城市

○編集 市民協働部 環境政策課

〒441-1392 愛知県新城市字東入船115番地

TEL : 0536-23-1111 (代表)

FAX : 0536-23-7047

URL : <https://www.city.shinshiro.lg.jp/>

